

第 2 次沖縄県職業安定計画						第 3 次沖縄県職業安定計画（案）					修正理由																																												
第 3 章 職業安定施策の展開						第 3 章 職業安定施策の展開					法改正に伴う変更																																												
1 雇用機会の創出・拡大と求職者支援						1 雇用機会の創出・拡大と求職者支援																																																	
<table><tr><th>指標(単位)</th><th>内 容</th><th>平成13年度 (基準年)</th><th>平成15年度 (実績)</th><th>平成19年度 (6年後)</th><th>平成23年度 (10年後)</th></tr><tr><td>新規雇用者数 (人)</td><td>本計画に基づく各種 施策による新規雇用 者数</td><td>5,400</td><td>11,466</td><td>35,000</td><td>51,000</td></tr><tr><td>うち障害者数 (人)</td><td>本計画に基づく各種 施策による新規雇用 者数</td><td>154</td><td>342</td><td>1,200</td><td>2,100</td></tr><tr><td>充足率 (%)</td><td>公共職業安定所にお ける充足率</td><td>38.9</td><td>34.0</td><td>41.3</td><td>44.4</td></tr></table>						指標(単位)	内 容	平成13年度 (基準年)	平成15年度 (実績)	平成19年度 (6年後)		平成23年度 (10年後)	新規雇用者数 (人)	本計画に基づく各種 施策による新規雇用 者数	5,400	11,466	35,000	51,000	うち障害者数 (人)	本計画に基づく各種 施策による新規雇用 者数	154	342	1,200	2,100	充足率 (%)	公共職業安定所にお ける充足率	38.9	34.0	41.3	44.4	<table><tr><th>指標</th><th>単位</th><th>平成13年度 (基準)</th><th>平成18年度 実績</th><th>平成23年度 目標</th></tr><tr><td>新規雇用者数</td><td>人</td><td>5,400</td><td>31,688</td><td>51,000</td></tr><tr><td>新規雇用者数の うち障害者数</td><td>人</td><td>154</td><td>1,127</td><td>2,100</td></tr><tr><td>公共職業安定所 における充足率</td><td>%</td><td>38.9</td><td>31.8</td><td>44.4</td></tr></table>					指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 実績	平成23年度 目標	新規雇用者数	人	5,400	31,688	51,000	新規雇用者数の うち障害者数	人	154	1,127	2,100	公共職業安定所 における充足率	%	38.9	31.8	44.4
指標(単位)	内 容	平成13年度 (基準年)	平成15年度 (実績)	平成19年度 (6年後)	平成23年度 (10年後)																																																		
新規雇用者数 (人)	本計画に基づく各種 施策による新規雇用 者数	5,400	11,466	35,000	51,000																																																		
うち障害者数 (人)	本計画に基づく各種 施策による新規雇用 者数	154	342	1,200	2,100																																																		
充足率 (%)	公共職業安定所にお ける充足率	38.9	34.0	41.3	44.4																																																		
指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 実績	平成23年度 目標																																																			
新規雇用者数	人	5,400	31,688	51,000																																																			
新規雇用者数の うち障害者数	人	154	1,127	2,100																																																			
公共職業安定所 における充足率	%	38.9	31.8	44.4																																																			
※平成15年度の数値は平成14年度～15年度累計値、19年度の数値は平成14年度～19年度累計値、23年度の数値は平成14年度～23年度累計値						※平成18年度の数値は平成14年度～平成18年度累計値、平成23年度の数値は平成14年度～平成23年度累計値																																																	
(1) 地域雇用開発促進法に基づく雇用開発の促進と求職者支援						(1) 地域雇用開発促進法に基づく雇用開発の促進																																																	
沖縄振興特別措置法に基づく地域雇用開発促進法の特例を活用し、雇用機会の創出と求職者支援を行う。						沖縄振興特別措置法に基づく地域雇用開発促進法の特例を活用し、雇用機会の創出を図る。																																																	
本県全域を対象とした雇用機会増大促進地域においては、地域雇用開発促進助成金の活用を促進し、地域の特性に応じた雇用機会を創出する。						本県全域を対象とした雇用開発促進地域においては、 <u>地域雇用開発助成金（雇用開発奨励金、中核人材活用奨励金）</u> の活用を促進し、地域の特性に応じた雇用機会を創出する。																																																	
また、雇用機会増大促進地域とあわせて求職活動援助地域とした本島南部地域においては、(財)雇用開発推進機構を実施主体として職業講習の実施等により求職者の就職を促進する。																																																							
<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>地域雇用開発促進助成金</u></td><td>雇用機会増大促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。</td></tr><tr><td>地域求職活動援助事業</td><td>求職活動援助地域において、(財)雇用開発推進機構が職業講習等を実施することにより求職者の就職を促進する。</td></tr></table>						施策（事業）名	内 容	<u>地域雇用開発促進助成金</u>	雇用機会増大促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。	地域求職活動援助事業	求職活動援助地域において、(財)雇用開発推進機構が職業講習等を実施することにより求職者の就職を促進する。	<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>地域雇用開発助成金（雇用開発奨励金）</u></td><td>雇用開発促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。</td></tr><tr><td><u>地域雇用開発助成金（中核人材活用奨励金）</u></td><td><u>雇用開発促進地域において、中核人材労働者（5人まで）を受け入れ、また、それに伴い受け入れた中核人材労働者の2倍以上の当該地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対し、一定額を助成する。</u></td></tr></table>					施策（事業）名	内 容	<u>地域雇用開発助成金（雇用開発奨励金）</u>	雇用開発促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。	<u>地域雇用開発助成金（中核人材活用奨励金）</u>	<u>雇用開発促進地域において、中核人材労働者（5人まで）を受け入れ、また、それに伴い受け入れた中核人材労働者の2倍以上の当該地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対し、一定額を助成する。</u>																																	
施策（事業）名	内 容																																																						
<u>地域雇用開発促進助成金</u>	雇用機会増大促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。																																																						
地域求職活動援助事業	求職活動援助地域において、(財)雇用開発推進機構が職業講習等を実施することにより求職者の就職を促進する。																																																						
施策（事業）名	内 容																																																						
<u>地域雇用開発助成金（雇用開発奨励金）</u>	雇用開発促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。																																																						
<u>地域雇用開発助成金（中核人材活用奨励金）</u>	<u>雇用開発促進地域において、中核人材労働者（5人まで）を受け入れ、また、それに伴い受け入れた中核人材労働者の2倍以上の当該地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対し、一定額を助成する。</u>																																																						

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由																
(2) 地域主導の雇用対策の推進 地域の特性に応じた地域主導の雇用対策を推進するため、<u>各地域の雇用創造の取り組みの進展度合いに即して、「地域雇用創造バックアップ事業」及び「地域提案型雇用創造促進事業」の活用を検討し、雇用・就業の場の創出及び地域の求職者等の雇用・就業の実現を図る。</u> <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>『新規』 地域雇用創造バックアップ事業</td><td>＝地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援する。＝</td></tr><tr><td>『新規』 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）</td><td>雇用創造に自発的に取り組む市町村等の提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、雇用創造効果の高い事業を選抜して委託することにより、地域への総合的な支援を実施する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	『新規』 地域雇用創造バックアップ事業	＝地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援する。＝	『新規』 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	雇用創造に自発的に取り組む市町村等の提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、雇用創造効果の高い事業を選抜して委託することにより、地域への総合的な支援を実施する。	(2) 地域主導の雇用対策の推進 地域の特性に応じた地域主導の雇用対策を推進するため、「<u>地域雇用創造推進事業</u>」を活用し、雇用・就業の場の創出及び地域の求職者等の雇用・就業の実現を図る。 また、地域で実施している雇用対策事業の効果を高めるため、<u>地域と連携した取り組みを機動的に実施するほか、地域資源を活かして取り組んでいる事業のうち、雇用創出につながるモデル性の高い事業等を支援することで、主体的に雇用創出に取り組む地域を後押しする。</u> <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>『新規』</u> <u>地域雇用創造推進事業</u> <u>（新パッケージ事業）</u></td><td><u>自発雇用創造地域において、地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、雇用創造に自発的に取り組む協議会が提案した雇用対策にかかる事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に対しその事業を委託する。</u></td></tr><tr><td>地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）</td><td><u>雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業を委託する。</u></td></tr><tr><td><u>『新規』</u> <u>マッチング促進事業（沖縄地域雇用創出事業）</u> <u>――</u></td><td><u>人材が不足している業界別にフォーラムと企業合同説明会を有機的に結びつけて開催する他、公共職業安定所と連携したマッチング支援や企業ニーズに応じた研修等を組み合わせることにより、効果的にマッチングを促進する。また、地域で行われている雇用対策事業と連携した取り組みを機動的に実施する。</u></td></tr><tr><td><u>『新規』</u> <u>地域就業創出モデル事業（仮称）</u> <u>（沖縄地域雇用創出事業）</u></td><td><u>地域資源を活かして取り組んでいる事業のうち、オリジナル性が高く、地域コミュニティへの波及効果が期待でき、かつ雇用創出につながるモデル性の高い事業を公募し、支援する。</u></td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	<u>『新規』</u> <u>地域雇用創造推進事業</u> <u>（新パッケージ事業）</u>	<u>自発雇用創造地域において、地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、雇用創造に自発的に取り組む協議会が提案した雇用対策にかかる事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に対しその事業を委託する。</u>	地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	<u>雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業を委託する。</u>	<u>『新規』</u> <u>マッチング促進事業（沖縄地域雇用創出事業）</u> <u>――</u>	<u>人材が不足している業界別にフォーラムと企業合同説明会を有機的に結びつけて開催する他、公共職業安定所と連携したマッチング支援や企業ニーズに応じた研修等を組み合わせることにより、効果的にマッチングを促進する。また、地域で行われている雇用対策事業と連携した取り組みを機動的に実施する。</u>	<u>『新規』</u> <u>地域就業創出モデル事業（仮称）</u> <u>（沖縄地域雇用創出事業）</u>	<u>地域資源を活かして取り組んでいる事業のうち、オリジナル性が高く、地域コミュニティへの波及効果が期待でき、かつ雇用創出につながるモデル性の高い事業を公募し、支援する。</u>	地域雇用創造バックアップ事業は終了。 パッケージ事業は20年度終了予定
施策（事業）名	内 容																	
『新規』 地域雇用創造バックアップ事業	＝地域における雇用創造のための構想を策定しようとする市町村等に対し、専門家による助言や参考となる成功事例の紹介等により、企画・構想段階から支援する。＝																	
『新規』 地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	雇用創造に自発的に取り組む市町村等の提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、雇用創造効果の高い事業を選抜して委託することにより、地域への総合的な支援を実施する。																	
施策（事業）名	内 容																	
<u>『新規』</u> <u>地域雇用創造推進事業</u> <u>（新パッケージ事業）</u>	<u>自発雇用創造地域において、地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、雇用創造に自発的に取り組む協議会が提案した雇用対策にかかる事業構想の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該地域に対しその事業を委託する。</u>																	
地域提案型雇用創造促進事業（パッケージ事業）	<u>雇用機会が少ない地域において、雇用創造に自発的に取り組む市町村等が提案した、雇用機会の創出、能力開発、情報提供・相談等の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、当該市町村等に対しその事業を委託する。</u>																	
<u>『新規』</u> <u>マッチング促進事業（沖縄地域雇用創出事業）</u> <u>――</u>	<u>人材が不足している業界別にフォーラムと企業合同説明会を有機的に結びつけて開催する他、公共職業安定所と連携したマッチング支援や企業ニーズに応じた研修等を組み合わせることにより、効果的にマッチングを促進する。また、地域で行われている雇用対策事業と連携した取り組みを機動的に実施する。</u>																	
<u>『新規』</u> <u>地域就業創出モデル事業（仮称）</u> <u>（沖縄地域雇用創出事業）</u>	<u>地域資源を活かして取り組んでいる事業のうち、オリジナル性が高く、地域コミュニティへの波及効果が期待でき、かつ雇用創出につながるモデル性の高い事業を公募し、支援する。</u>																	

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由																		
(3) <u>（財）雇用開発推進機構を中心とした事業の推進</u> <u>情報通信産業、観光産業(ホテル等宿泊施設)、自由貿易地域及び特別自由貿易地域への立地企業等今後の重点産業分野における雇用の創出と人材育成を一体的に行うため、これらの事業主が従業員を国内外の先進企業等に研修派遣する場合に経費の一部を助成する戦略産業人材育成支援事業を引き続き実施する</u> <u>また、コールセンター誘致に伴う人材育成の強化を図るコールセンター人材育成事業（仮称）の実施を検討するほか、本県の重点産業の担い手となる大学生等の県外インターンシップ等を実施することにより、広域的な就職の促進を目的とする県外就職啓発促進事業（仮称）の実施を検討する。</u> <u>さらに、「若者自立・挑戦プラン」関連事業の実施を検討するなどにより、若年者の職業的自立を促進するとともに、地域の特性に応じた産業振興と連携したこれらの雇用開発と人材育成施策を産・学・官の緊密な連携のもとに総合的かつ効果的に推進する。</u> <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>戦略産業人材育成支援事業</td><td>＝情報通信産業、観光・リゾート産業（ホテル・旅館業）、特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業等の戦略産業の事業主が、新規雇用を伴い、従業員に専門的な技能・知識を習得させるため先進企業等に研修派遣を行う場合、経費の一部を助成する。＝</td></tr><tr><td>『新規』 コールセンター人材育成事業 （仮称）</td><td>＝民間コールセンター等への就職を希望する求職者を対象に、求職者支援業務を行うコールセンターにおいて実際の電話対応等による職業訓練と求人サービス等の業務を行い、民間コールセンターが求める即戦力の人材を育成する。＝</td></tr><tr><td>『新規』 県外就職啓発促進事業（仮称）</td><td>＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進する。＝</td></tr><tr><td>高度技術者交流促進事業</td><td>＝県内の事業所等が県内では受講が困難な高度な技術・技能を習得させるため、高度技術講習会等を開催する事業主に対し、必要な経費の一部を助成する。＝</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	戦略産業人材育成支援事業	＝情報通信産業、観光・リゾート産業（ホテル・旅館業）、特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業等の戦略産業の事業主が、新規雇用を伴い、従業員に専門的な技能・知識を習得させるため先進企業等に研修派遣を行う場合、経費の一部を助成する。＝	『新規』 コールセンター人材育成事業 （仮称）	＝民間コールセンター等への就職を希望する求職者を対象に、求職者支援業務を行うコールセンターにおいて実際の電話対応等による職業訓練と求人サービス等の業務を行い、民間コールセンターが求める即戦力の人材を育成する。＝	『新規』 県外就職啓発促進事業（仮称）	＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進する。＝	高度技術者交流促進事業	＝県内の事業所等が県内では受講が困難な高度な技術・技能を習得させるため、高度技術講習会等を開催する事業主に対し、必要な経費の一部を助成する。＝	(3) <u>重点産業分野を中心とした雇用施策の推進</u> <u>沖縄が自立的発展への軌道に乗り、活力ある民間主導の自立型経済を構築するため、発展可能性の高い産業領域について戦略的に雇用施策を推進し、他の産業分野との連携を通じてその波及効果を高め、経済全体の活性化を図る。</u> <u>そのため、観光・リゾート産業、情報通信関連産業、自由貿易地域及び特別自由貿易地域への立地企業等重点産業分野における雇用の創出と人材育成を一体的に行うための事業や、沖縄の地域特性や地域資源を活用し、かつ地域に根ざし普及する事業を支援する事業の実施について検討する。</u> <u>また、観光・リゾート産業や情報通信関連産業等、求人数に比べ求職者数が少なく、求人・求職のミスマッチが発生している業界については、求職者等への正確な企業情報の提供、魅力発信を行うとともに、公共職業安定所と連携したマッチング支援の強化等を図る。</u> <u>地域の特性に応じた産業振興と連携したこれらの雇用施策を効果的に推進するため、（財）雇用開発推進機構を中心とした推進体制を強化する。</u> <u>さらに、県民各層の職業意識の改善を図るため、みんなでグッジョブ運動を展開し、同運動の普及モデル事業の実施や広報事業を実施する。</u> <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>『新規』</u> <u>コールセンターエントリー人材育成事業</u></td><td><u>コールセンター等への就職を希望する求職者を対象に、座学による職業訓練を行い、コールセンターが求める即戦力の人材を育成する。</u></td></tr><tr><td><u>『新規』</u> <u>コールセンター人材育成産学官連携事業</u></td><td><u>将来にわたってコールセンター企業と教育機関、行政が連携してコールセンター企業向けの人材を安定的に供給する体制を構築し、県内の雇用情勢の改善に寄与する。</u></td></tr><tr><td><u>『新規』</u> <u>マッチング促進事業（沖縄地域雇用創出事業）</u> <u>【再掲】</u></td><td><u>人材が不足している業界別にフォーラムと企業合同説明会を有機的に結びつけて開催する他、公共職業安定所と連携したマッチング支援や企業ニーズに応じた研修等を組み合わせることにより、効果的にマッチングを促進する。また、地域で行われている雇用対策事業と連携した取り組みを機動的に実施する。</u></td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	<u>『新規』</u> <u>コールセンターエントリー人材育成事業</u>	<u>コールセンター等への就職を希望する求職者を対象に、座学による職業訓練を行い、コールセンターが求める即戦力の人材を育成する。</u>	<u>『新規』</u> <u>コールセンター人材育成産学官連携事業</u>	<u>将来にわたってコールセンター企業と教育機関、行政が連携してコールセンター企業向けの人材を安定的に供給する体制を構築し、県内の雇用情勢の改善に寄与する。</u>	<u>『新規』</u> <u>マッチング促進事業（沖縄地域雇用創出事業）</u> <u>【再掲】</u>	<u>人材が不足している業界別にフォーラムと企業合同説明会を有機的に結びつけて開催する他、公共職業安定所と連携したマッチング支援や企業ニーズに応じた研修等を組み合わせることにより、効果的にマッチングを促進する。また、地域で行われている雇用対策事業と連携した取り組みを機動的に実施する。</u>	第 3 次職業安定計画で取り組む方針を明確にした実施機関としての（財）雇用開発推進機構は本文中に移行。
施策（事業）名	内 容																			
戦略産業人材育成支援事業	＝情報通信産業、観光・リゾート産業（ホテル・旅館業）、特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業等の戦略産業の事業主が、新規雇用を伴い、従業員に専門的な技能・知識を習得させるため先進企業等に研修派遣を行う場合、経費の一部を助成する。＝																			
『新規』 コールセンター人材育成事業 （仮称）	＝民間コールセンター等への就職を希望する求職者を対象に、求職者支援業務を行うコールセンターにおいて実際の電話対応等による職業訓練と求人サービス等の業務を行い、民間コールセンターが求める即戦力の人材を育成する。＝																			
『新規』 県外就職啓発促進事業（仮称）	＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進する。＝																			
高度技術者交流促進事業	＝県内の事業所等が県内では受講が困難な高度な技術・技能を習得させるため、高度技術講習会等を開催する事業主に対し、必要な経費の一部を助成する。＝																			
施策（事業）名	内 容																			
<u>『新規』</u> <u>コールセンターエントリー人材育成事業</u>	<u>コールセンター等への就職を希望する求職者を対象に、座学による職業訓練を行い、コールセンターが求める即戦力の人材を育成する。</u>																			
<u>『新規』</u> <u>コールセンター人材育成産学官連携事業</u>	<u>将来にわたってコールセンター企業と教育機関、行政が連携してコールセンター企業向けの人材を安定的に供給する体制を構築し、県内の雇用情勢の改善に寄与する。</u>																			
<u>『新規』</u> <u>マッチング促進事業（沖縄地域雇用創出事業）</u> <u>【再掲】</u>	<u>人材が不足している業界別にフォーラムと企業合同説明会を有機的に結びつけて開催する他、公共職業安定所と連携したマッチング支援や企業ニーズに応じた研修等を組み合わせることにより、効果的にマッチングを促進する。また、地域で行われている雇用対策事業と連携した取り組みを機動的に実施する。</u>																			

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由								
	<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>『新規』 地域就業創出モデル事業（仮称） （沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】</td><td>地域資源を活かして取り組んでいる事業のうち、オリジナル性が高く、地域コミュニティへの波及効果が期待でき、かつ雇用創出につながるモデル性の高い事業を公募し、支援する。</td></tr><tr><td>『新規』 機能・技能移転人材育成事業 （仮称）</td><td>新規に立地する企業が採用した従業員を県外で研修させる場合や既存立地企業が県外で行っている事業を本県へ機能移転し事業拡大するため、従業員を県外に研修させる場合にその費用の一部を助成する。</td></tr><tr><td>『新規』 就業意識改善促進事業（沖縄地域雇用創出事業）</td><td>企業や教育機関、家庭等が各自の役割を認識し、地域との密接な連携体制のもと、学生や県民の就業意識の改善を図る上でより効果の高い県民運動の普及モデル事業（沖縄型ジョブシャドウイング）の実施や、併せて企業や教育機関の取り組みを紹介する広報事業を展開する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	『新規』 地域就業創出モデル事業（仮称） （沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】	地域資源を活かして取り組んでいる事業のうち、オリジナル性が高く、地域コミュニティへの波及効果が期待でき、かつ雇用創出につながるモデル性の高い事業を公募し、支援する。	『新規』 機能・技能移転人材育成事業 （仮称）	新規に立地する企業が採用した従業員を県外で研修させる場合や既存立地企業が県外で行っている事業を本県へ機能移転し事業拡大するため、従業員を県外に研修させる場合にその費用の一部を助成する。	『新規』 就業意識改善促進事業（沖縄地域雇用創出事業）	企業や教育機関、家庭等が各自の役割を認識し、地域との密接な連携体制のもと、学生や県民の就業意識の改善を図る上でより効果の高い県民運動の普及モデル事業（沖縄型ジョブシャドウイング）の実施や、併せて企業や教育機関の取り組みを紹介する広報事業を展開する。	
施策（事業）名	内 容									
『新規』 地域就業創出モデル事業（仮称） （沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】	地域資源を活かして取り組んでいる事業のうち、オリジナル性が高く、地域コミュニティへの波及効果が期待でき、かつ雇用創出につながるモデル性の高い事業を公募し、支援する。									
『新規』 機能・技能移転人材育成事業 （仮称）	新規に立地する企業が採用した従業員を県外で研修させる場合や既存立地企業が県外で行っている事業を本県へ機能移転し事業拡大するため、従業員を県外に研修させる場合にその費用の一部を助成する。									
『新規』 就業意識改善促進事業（沖縄地域雇用創出事業）	企業や教育機関、家庭等が各自の役割を認識し、地域との密接な連携体制のもと、学生や県民の就業意識の改善を図る上でより効果の高い県民運動の普及モデル事業（沖縄型ジョブシャドウイング）の実施や、併せて企業や教育機関の取り組みを紹介する広報事業を展開する。									

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由																										
（4）雇用支援制度の活用促進 経営基盤が脆弱な中小企業が大部分を占める本県においては、中小企業基盤人材確保助成金等の各種雇用支援制度による、積極的な雇用創出の支援が重要であることから、利用者の視点に立った利便性の高い行政サービスを提供し、これらの雇用支援制度が有効に活用されるような環境の整備が必要である。 <u>このため、関係機関が連携したワンストップサービスセンター「雇用支援制度活用促進センター（仮称）」の設置を検討し、コールセンター機能、アドバイザー派遣等の機能を付加することによって、各種雇用支援制度の利用者に対するきめ細かな支援を行う。</u>	（4）雇用支援制度の活用促進 経営基盤が脆弱な中小企業が大部分を占める本県においては、中小企業基盤人材確保助成金等の各種雇用支援制度による、積極的な雇用創出の支援が重要であることから、これらの雇用支援制度が有効に活用<u>されることが必要である。</u> <u>このため、関係機関が連携し、雇用支援制度活用相談会を開催するなど、制度の周知に努め、利用の促進を図る。</u>																											
<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>中小企業基盤人材確保助成金</td><td>都道府県の認定を受けた改善計画に従い、新分野進出等（創業・異業種進出）に伴い経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を雇い入れた場合に当該賃金に相当する額の一部を助成する。</td></tr><tr><td>地域雇用開発促進助成金 【再掲】</td><td>雇用機会増大促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。</td></tr><tr><td>特定求職者雇用開発助成金</td><td><u>高齢者、障害者等の就職が困難な者を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介所の紹介により雇い入れた事業主に対し、賃金の一部を助成する。</u></td></tr><tr><td>沖縄若年者雇用奨励金</td><td><u>新たな事業の開始・拡大のため事業所の施設や設備の新設等を伴い求職者を 3 人以上（うち30歳未満の若年者の占める割合が1/2以上）雇い入れた事業主に対し、支払った賃金の一部を助成する。</u></td></tr><tr><td>『新規』雇用支援制度促進センター（仮称）の設置検討</td><td>雇用支援制度を取り扱う機関で構成する運営協議会を設置し、利用者の視点に立った利便性の高いサービスをワンストップで提供する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	中小企業基盤人材確保助成金	都道府県の認定を受けた改善計画に従い、新分野進出等（創業・異業種進出）に伴い経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を雇い入れた場合に当該賃金に相当する額の一部を助成する。	地域雇用開発促進助成金 【再掲】	雇用機会増大促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。	特定求職者雇用開発助成金	<u>高齢者、障害者等の就職が困難な者を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介所の紹介により雇い入れた事業主に対し、賃金の一部を助成する。</u>	沖縄若年者雇用奨励金	<u>新たな事業の開始・拡大のため事業所の施設や設備の新設等を伴い求職者を 3 人以上（うち30歳未満の若年者の占める割合が1/2以上）雇い入れた事業主に対し、支払った賃金の一部を助成する。</u>	『新規』雇用支援制度促進センター（仮称）の設置検討	雇用支援制度を取り扱う機関で構成する運営協議会を設置し、利用者の視点に立った利便性の高いサービスをワンストップで提供する。	<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>中小企業基盤人材確保助成金</td><td>都道府県の認定を受けた改善計画に従い、新分野進出等（創業・異業種進出）に伴い経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を雇い入れた場合に当該賃金に相当する額の一部を助成する。</td></tr><tr><td>雇用開発奨励金 【再掲】</td><td>雇用開発促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。</td></tr><tr><td>中核人材活用奨励金 【再掲】</td><td>雇用開発促進地域において、中核人材労働者（5 人まで）を受け入れ、また、それに伴い受け入れた中核人材労働者の 2 倍以上の当該地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対し、一定額を助成する。</td></tr><tr><td>特定就職困難者雇用開発助成金</td><td><u>高齢者、障害者等などの就職困難者を公共職業安定所又は適正な運用を期すことができる有料・無料職業紹介所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成する。</u></td></tr><tr><td>沖縄若年者雇用促進奨励金</td><td><u>事業所の設置又は整備に伴い、沖縄県内に居住する 3 5 歳未満の若年求職者を 3 人以上雇い入れ、その定着を図る事業主に対し、当該雇用した者の支給した賃金に相当する額の一定割合を助成する。</u></td></tr><tr><td><u>『新規』核世代再チャレンジ雇用支援事業</u></td><td><u>3 5 歳～ 4 4 歳の求職者を対象とした就職説明会の開催や同世代の求職者を雇用する事業主を対象とした支援策を実施する。</u></td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	中小企業基盤人材確保助成金	都道府県の認定を受けた改善計画に従い、新分野進出等（創業・異業種進出）に伴い経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を雇い入れた場合に当該賃金に相当する額の一部を助成する。	雇用開発奨励金 【再掲】	雇用開発促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。	中核人材活用奨励金 【再掲】	雇用開発促進地域において、中核人材労働者（5 人まで）を受け入れ、また、それに伴い受け入れた中核人材労働者の 2 倍以上の当該地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対し、一定額を助成する。	特定就職困難者雇用開発助成金	<u>高齢者、障害者等などの就職困難者を公共職業安定所又は適正な運用を期すことができる有料・無料職業紹介所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成する。</u>	沖縄若年者雇用促進奨励金	<u>事業所の設置又は整備に伴い、沖縄県内に居住する 3 5 歳未満の若年求職者を 3 人以上雇い入れ、その定着を図る事業主に対し、当該雇用した者の支給した賃金に相当する額の一定割合を助成する。</u>	<u>『新規』核世代再チャレンジ雇用支援事業</u>	<u>3 5 歳～ 4 4 歳の求職者を対象とした就職説明会の開催や同世代の求職者を雇用する事業主を対象とした支援策を実施する。</u>	
施策（事業）名	内 容																											
中小企業基盤人材確保助成金	都道府県の認定を受けた改善計画に従い、新分野進出等（創業・異業種進出）に伴い経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を雇い入れた場合に当該賃金に相当する額の一部を助成する。																											
地域雇用開発促進助成金 【再掲】	雇用機会増大促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。																											
特定求職者雇用開発助成金	<u>高齢者、障害者等の就職が困難な者を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介所の紹介により雇い入れた事業主に対し、賃金の一部を助成する。</u>																											
沖縄若年者雇用奨励金	<u>新たな事業の開始・拡大のため事業所の施設や設備の新設等を伴い求職者を 3 人以上（うち30歳未満の若年者の占める割合が1/2以上）雇い入れた事業主に対し、支払った賃金の一部を助成する。</u>																											
『新規』雇用支援制度促進センター（仮称）の設置検討	雇用支援制度を取り扱う機関で構成する運営協議会を設置し、利用者の視点に立った利便性の高いサービスをワンストップで提供する。																											
施策（事業）名	内 容																											
中小企業基盤人材確保助成金	都道府県の認定を受けた改善計画に従い、新分野進出等（創業・異業種進出）に伴い経営基盤の強化に資する労働者（基盤人材）を雇い入れた場合に当該賃金に相当する額の一部を助成する。																											
雇用開発奨励金 【再掲】	雇用開発促進地域において、事業所を設置・整備し求職者を雇い入れた事業主に対し、雇い入れた人数及び設置・整備に要した費用に応じて一定額を助成する。																											
中核人材活用奨励金 【再掲】	雇用開発促進地域において、中核人材労働者（5 人まで）を受け入れ、また、それに伴い受け入れた中核人材労働者の 2 倍以上の当該地域に居住する求職者を雇い入れる事業主に対し、一定額を助成する。																											
特定就職困難者雇用開発助成金	<u>高齢者、障害者等などの就職困難者を公共職業安定所又は適正な運用を期すことができる有料・無料職業紹介所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成する。</u>																											
沖縄若年者雇用促進奨励金	<u>事業所の設置又は整備に伴い、沖縄県内に居住する 3 5 歳未満の若年求職者を 3 人以上雇い入れ、その定着を図る事業主に対し、当該雇用した者の支給した賃金に相当する額の一定割合を助成する。</u>																											
<u>『新規』核世代再チャレンジ雇用支援事業</u>	<u>3 5 歳～ 4 4 歳の求職者を対象とした就職説明会の開催や同世代の求職者を雇用する事業主を対象とした支援策を実施する。</u>																											

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由												
(5) 職業紹介機能の強化 県の企業誘致施策に係る事業所情報の積極的提供などにより、公共職業安定所における事業所情報を充実させ、求人・求職のミスマッチの解消を図る。 また、公共職業安定所における総合的雇用情報システムの活用による求職者のニーズに応じた職業相談、職業紹介や、求人情報自己検索システムによる迅速な情報提供及びしごと情報ネットによる官民の求人情報の提供等による、きめ細かなサービスの活用を引き続き促進する。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>しごと情報ネット</td><td>しごと情報ネット及び求人情報自己検索システム等を活用し、</td></tr><tr><td>求人情報自己検索システム</td><td>労働力需給のミスマッチを解消する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	しごと情報ネット	しごと情報ネット及び求人情報自己検索システム等を活用し、	求人情報自己検索システム	労働力需給のミスマッチを解消する。	(5) 職業紹介機能の強化 県の企業誘致施策に係る事業所情報の積極的提供などにより、公共職業安定所における事業所情報を充実させ、求人・求職のミスマッチの解消を図る。 また、公共職業安定所における求職者のニーズに応じた職業相談、職業紹介や、ハローワークインターネットサービス及びしごと情報ネットによる官民の求人情報の提供等による、きめ細かなサービスの活用を引き続き促進する。 さらに、求人数に比べ求職者数が少なく、求人・求職のミスマッチが発生している業界に対しては、求職者はもとより教育機関・保護者等に対しても、業界や企業の正確な情報を提供するとともに、業界や企業の魅力発信、公共職業安定所と連携したマッチング支援の強化等を図る。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>ハローワークインターネットサービス しごと情報ネット</td><td>ハローワークインターネットサービス及びしごと情報ネット等を活用し、官民の求人情報を提供する。</td></tr><tr><td>『新規』 マッチング促進事業（沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】</td><td>人材が不足している業界別にフォーラムと企業合同説明会を有機的に結びつけて開催する他、公共職業安定所と連携したマッチング支援や企業ニーズに応じた研修等を組み合わせることにより、効果的にマッチングを促進する。また、地域で行われている雇用対策事業と連携した取り組みを機動的に実施する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	ハローワークインターネットサービス しごと情報ネット	ハローワークインターネットサービス及びしごと情報ネット等を活用し、官民の求人情報を提供する。	『新規』 マッチング促進事業（沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】	人材が不足している業界別にフォーラムと企業合同説明会を有機的に結びつけて開催する他、公共職業安定所と連携したマッチング支援や企業ニーズに応じた研修等を組み合わせることにより、効果的にマッチングを促進する。また、地域で行われている雇用対策事業と連携した取り組みを機動的に実施する。	
施策（事業）名	内 容													
しごと情報ネット	しごと情報ネット及び求人情報自己検索システム等を活用し、													
求人情報自己検索システム	労働力需給のミスマッチを解消する。													
施策（事業）名	内 容													
ハローワークインターネットサービス しごと情報ネット	ハローワークインターネットサービス及びしごと情報ネット等を活用し、官民の求人情報を提供する。													
『新規』 マッチング促進事業（沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】	人材が不足している業界別にフォーラムと企業合同説明会を有機的に結びつけて開催する他、公共職業安定所と連携したマッチング支援や企業ニーズに応じた研修等を組み合わせることにより、効果的にマッチングを促進する。また、地域で行われている雇用対策事業と連携した取り組みを機動的に実施する。													

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由																						
(6) 高齢者、障害者等の就業機会の拡大 雇用環境が厳しい状況にある高齢者及び障害者等の就業機会の拡大を図るため、特定求職者雇用開発助成金や障害者雇用納付金制度に基づく助成金等各種支援制度の積極的な活用を促進するとともに関係機関が連携した広報・啓発等きめ細かな対策を講じる。 高齢者については、平成 1 6 年に改正された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律において義務化された 6 5 歳までの雇用確保措置の導入、中高年齢者再就職促進措置の取組を図るとともに、シルバー人材センターの設置を促進し、臨時・短期的な就業の場の提供や労働者派遣事業、シニアワークプログラム事業の実施等による雇用就業機会の確保に努める。 また、中高年齢者については、中高年齢者トライアル雇用事業等の活用による雇用就業機会の確保に努める。 障害者については、<u>職場適応訓練や短期的な試行雇用（トライアル雇用）の実施等障害者と企業のマッチングを強化する。</u> <u>また、地域の関係機関と連携して生活支援から就業までの総合的な障害者支援を実施する障害者就業・生活支援センターの設置を促進する。</u> 母子家庭の母等女性の就業機会の拡大を図るため、職業相談や職業訓練を実施する。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>特定求職者雇用開発助成金 【再掲】</td><td>高齢者、障害者等の就職が困難な者を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介所の紹介により雇い入れた事業主に対し、賃金の一部を助成する。</td></tr><tr><td>シルバー人材センターの設置促進</td><td>定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供することにより、高年齢者の生き甲斐の充実や高年齢者社会参加の促進を図る。</td></tr><tr><td>シニアワークプログラム事業</td><td>雇用・就業を希望する高齢者を対象に、業種に応じた基礎的な知識・技能を付与するための技能講習及び合同面接会を開催する。</td></tr><tr><td>障害者就業・生活支援センターの設置促進</td><td><u>知的障害者、重度身体障害者等特に就職に際し困難を伴う障害者の職業相談、職業準備訓練のあっせん、職場開拓等の生活面から就職、定着指導を一貫して行う障害者就業・生活支援センターの設置を促進する。</u></td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	特定求職者雇用開発助成金 【再掲】	高齢者、障害者等の就職が困難な者を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介所の紹介により雇い入れた事業主に対し、賃金の一部を助成する。	シルバー人材センターの設置促進	定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供することにより、高年齢者の生き甲斐の充実や高年齢者社会参加の促進を図る。	シニアワークプログラム事業	雇用・就業を希望する高齢者を対象に、業種に応じた基礎的な知識・技能を付与するための技能講習及び合同面接会を開催する。	障害者就業・生活支援センターの設置促進	<u>知的障害者、重度身体障害者等特に就職に際し困難を伴う障害者の職業相談、職業準備訓練のあっせん、職場開拓等の生活面から就職、定着指導を一貫して行う障害者就業・生活支援センターの設置を促進する。</u>	(6) 高齢者、障害者等の就業機会の拡大 雇用環境が厳しい状況にある高齢者及び障害者等の就業機会の拡大を図るため、特定求職者雇用開発助成金や障害者雇用納付金制度に基づく助成金等各種支援制度の積極的な活用を促進するとともに関係機関が連携した広報・啓発等きめ細かな対策を講じる。 高齢者については、シルバー人材センターの設置を促進し、臨時・短期的な就業の場の提供や労働者派遣事業、シニアワークプログラム事業の実施等による雇用就業機会の確保に努める。 また、中高年齢者については、中高年齢者トライアル雇用事業等の活用による雇用就業機会の確保に努める。 障害者については、<u>福祉からの就労移行支援を強化するとともに、障害者委託訓練や職場適応訓練等の準備・訓練事業、及び試行雇用（トライアル雇用）や職場適応援助者（ジョブコーチ）支援等の就職・定着支援事業を活用し、障害者の雇用促進を図るほか、障害者就業・生活支援センターにおいて、生活支援から就業・定着までの総合的な障害者支援を実施する。</u> 母子家庭の母等女性の就業機会の拡大を図るため、職業相談や職業訓練等を実施する。 <u>さらに、子育てをしながら再就職を希望する女性等については、マザーズサロン等の活用による雇用就業機会の確保に努める。</u> <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>特定求職者雇用開発助成金 【再掲】</td><td>高齢者、障害者等<u>などの就職困難者</u>を公共職業安定所又は<u>適正な運用を期すことができる</u>有料・無料職業紹介所の紹介により、<u>継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成する。</u></td></tr><tr><td>シルバー人材センターの設置促進</td><td>定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供することにより、高年齢者の生き甲斐の充実や高年齢者社会参加の促進を図る。</td></tr><tr><td>シニアワークプログラム事業</td><td>雇用・就業を希望する高齢者を対象に、業種に応じた基礎的な知識・技能を付与するための技能講習及び合同面接会を開催する。</td></tr><tr><td>障害者就業・生活支援センターによる支援</td><td><u>障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の職業相談、職業準備訓練のあっせん、職場開拓等の生活面から就職、定着指導を一貫して行う。</u></td></tr><tr><td>障害者委託訓練事業</td><td>社会福祉法人、N P O 法人等の機関に委託し、様々な障害の形態に応じた訓練を実施する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	特定求職者雇用開発助成金 【再掲】	高齢者、障害者等 <u>などの就職困難者</u> を公共職業安定所又は <u>適正な運用を期すことができる</u> 有料・無料職業紹介所の紹介により、 <u>継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成する。</u>	シルバー人材センターの設置促進	定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供することにより、高年齢者の生き甲斐の充実や高年齢者社会参加の促進を図る。	シニアワークプログラム事業	雇用・就業を希望する高齢者を対象に、業種に応じた基礎的な知識・技能を付与するための技能講習及び合同面接会を開催する。	障害者就業・生活支援センターによる支援	<u>障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の職業相談、職業準備訓練のあっせん、職場開拓等の生活面から就職、定着指導を一貫して行う。</u>	障害者委託訓練事業	社会福祉法人、N P O 法人等の機関に委託し、様々な障害の形態に応じた訓練を実施する。	
施策（事業）名	内 容																							
特定求職者雇用開発助成金 【再掲】	高齢者、障害者等の就職が困難な者を公共職業安定所又は有料・無料職業紹介所の紹介により雇い入れた事業主に対し、賃金の一部を助成する。																							
シルバー人材センターの設置促進	定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供することにより、高年齢者の生き甲斐の充実や高年齢者社会参加の促進を図る。																							
シニアワークプログラム事業	雇用・就業を希望する高齢者を対象に、業種に応じた基礎的な知識・技能を付与するための技能講習及び合同面接会を開催する。																							
障害者就業・生活支援センターの設置促進	<u>知的障害者、重度身体障害者等特に就職に際し困難を伴う障害者の職業相談、職業準備訓練のあっせん、職場開拓等の生活面から就職、定着指導を一貫して行う障害者就業・生活支援センターの設置を促進する。</u>																							
施策（事業）名	内 容																							
特定求職者雇用開発助成金 【再掲】	高齢者、障害者等 <u>などの就職困難者</u> を公共職業安定所又は <u>適正な運用を期すことができる</u> 有料・無料職業紹介所の紹介により、 <u>継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、賃金相当額の一部を助成する。</u>																							
シルバー人材センターの設置促進	定年退職後等の高年齢者に対して、地域に密着した仕事を提供することにより、高年齢者の生き甲斐の充実や高年齢者社会参加の促進を図る。																							
シニアワークプログラム事業	雇用・就業を希望する高齢者を対象に、業種に応じた基礎的な知識・技能を付与するための技能講習及び合同面接会を開催する。																							
障害者就業・生活支援センターによる支援	<u>障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の職業相談、職業準備訓練のあっせん、職場開拓等の生活面から就職、定着指導を一貫して行う。</u>																							
障害者委託訓練事業	社会福祉法人、N P O 法人等の機関に委託し、様々な障害の形態に応じた訓練を実施する。																							

第 2 次沖縄県職業安定計画		第 3 次沖縄県職業安定計画（案）		修正理由																				
<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>職場適応訓練の実施</td><td>障害者等の就職が困難な者に対し、職場の作業環境に適応させるための職場適応訓練を実施する。（訓練生には手当の支給、事業主には訓練委託料を助成する。）</td></tr><tr><td>トライアル雇用事業（中高年齢者、障害者）</td><td>公共職業安定所が紹介する中高年齢者、障害者等を 3 ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。</td></tr><tr><td>女性の就業機会の拡大</td><td>母子家庭の母等女性の就業機会の拡大を図るため、職業相談や職業訓練を実施する。</td></tr></table>		施策（事業）名	内 容	職場適応訓練の実施	障害者等の就職が困難な者に対し、職場の作業環境に適応させるための職場適応訓練を実施する。（訓練生には手当の支給、事業主には訓練委託料を助成する。）	トライアル雇用事業（中高年齢者、障害者）	公共職業安定所が紹介する中高年齢者、障害者等を 3 ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。	女性の就業機会の拡大	母子家庭の母等女性の就業機会の拡大を図るため、職業相談や職業訓練を実施する。	<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>職場適応訓練（委託）事業の実施</td><td>障害者等の就職が困難な者が職場の作業環境に適応し、訓練修了後は当該職場で雇用されることを期待して実施する。（訓練生に報償費、事業主に委託料を支給する。）</td></tr><tr><td>トライアル雇用事業（中高年齢者、障害者、母子家庭の母等）</td><td>公共職業安定所が紹介する中高年齢者、障害者、母子家庭の母等を 3 ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。</td></tr><tr><td>職場適応援助者（ジョブコーチ）支援</td><td>職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、専門的支援を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図る。</td></tr><tr><td>女性の就業機会の拡大</td><td>母子家庭の母等女性の就業機会の拡大を図るため、職業相談や職業訓練等を実施する。 また、子育てをしながら再就職を希望する女性等については、マザーズサロン等の活用による雇用就業機会の確保に努める。</td></tr><tr><td>【新規】 就職困難者総合支援事業</td><td>障害者や母子家庭の母等、就職に関しハンディキャップのある者への支援をきめ細かく実施することにより、本県の雇用状況の改善を図る。</td></tr></table>		施策（事業）名	内 容	職場適応訓練（委託）事業の実施	障害者等の就職が困難な者が職場の作業環境に適応し、訓練修了後は当該職場で雇用されることを期待して実施する。（訓練生に報償費、事業主に委託料を支給する。）	トライアル雇用事業（中高年齢者、障害者、母子家庭の母等）	公共職業安定所が紹介する中高年齢者、障害者、母子家庭の母等を 3 ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。	職場適応援助者（ジョブコーチ）支援	職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、専門的支援を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図る。	女性の就業機会の拡大	母子家庭の母等女性の就業機会の拡大を図るため、職業相談や職業訓練等を実施する。 また、子育てをしながら再就職を希望する女性等については、マザーズサロン等の活用による雇用就業機会の確保に努める。	【新規】 就職困難者総合支援事業	障害者や母子家庭の母等、就職に関しハンディキャップのある者への支援をきめ細かく実施することにより、本県の雇用状況の改善を図る。	
施策（事業）名	内 容																							
職場適応訓練の実施	障害者等の就職が困難な者に対し、職場の作業環境に適応させるための職場適応訓練を実施する。（訓練生には手当の支給、事業主には訓練委託料を助成する。）																							
トライアル雇用事業（中高年齢者、障害者）	公共職業安定所が紹介する中高年齢者、障害者等を 3 ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。																							
女性の就業機会の拡大	母子家庭の母等女性の就業機会の拡大を図るため、職業相談や職業訓練を実施する。																							
施策（事業）名	内 容																							
職場適応訓練（委託）事業の実施	障害者等の就職が困難な者が職場の作業環境に適応し、訓練修了後は当該職場で雇用されることを期待して実施する。（訓練生に報償費、事業主に委託料を支給する。）																							
トライアル雇用事業（中高年齢者、障害者、母子家庭の母等）	公共職業安定所が紹介する中高年齢者、障害者、母子家庭の母等を 3 ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。																							
職場適応援助者（ジョブコーチ）支援	職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、専門的支援を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図る。																							
女性の就業機会の拡大	母子家庭の母等女性の就業機会の拡大を図るため、職業相談や職業訓練等を実施する。 また、子育てをしながら再就職を希望する女性等については、マザーズサロン等の活用による雇用就業機会の確保に努める。																							
【新規】 就職困難者総合支援事業	障害者や母子家庭の母等、就職に関しハンディキャップのある者への支援をきめ細かく実施することにより、本県の雇用状況の改善を図る。																							
（7）雇用情勢への機動的な対応 国、県及び関係機関が連携を強化して雇用状況の変化に機動的に対応する。		（7）雇用情勢への機動的な対応 <u>企業・団体・県民・教育機関・行政等が一緒になって、沖縄の完全失業率を全国並みに改善するために取り組んでいる「みんなでグッジョブ運動」を推進するため、学生の就業意識や県民意識の改善を図る上でより効果の高い県民運動の普及モデル事業（沖縄型ジョブシャドウイング）を実施するとともに、ミスマッチの解消や求職困難者に対する支援等を強化し、働く意欲のあるすべての人々が安心して働くことができる環境の整備に努める。</u> また、国、県及び関係機関が連携を強化して雇用状況の変化に機動的に対応する。																						
<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>『新規』 就業意識改善促進事業（沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】</td><td><u>企業や教育機関、家庭等が各自の役割を認識し、地域との密接な連携体制のもと、学生や県民の職業意識の改善を図る上でより効果の高い県民運動の普及モデル事業（沖縄型ジョブシャドウイング）の実施や、併せて企業や教育機関の取り組みを紹介する広報事業を展開する。</u></td></tr></table>		施策（事業）名	内 容	『新規』 就業意識改善促進事業（沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】	<u>企業や教育機関、家庭等が各自の役割を認識し、地域との密接な連携体制のもと、学生や県民の職業意識の改善を図る上でより効果の高い県民運動の普及モデル事業（沖縄型ジョブシャドウイング）の実施や、併せて企業や教育機関の取り組みを紹介する広報事業を展開する。</u>																			
施策（事業）名	内 容																							
『新規』 就業意識改善促進事業（沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】	<u>企業や教育機関、家庭等が各自の役割を認識し、地域との密接な連携体制のもと、学生や県民の職業意識の改善を図る上でより効果の高い県民運動の普及モデル事業（沖縄型ジョブシャドウイング）の実施や、併せて企業や教育機関の取り組みを紹介する広報事業を展開する。</u>																							

第 2 次沖縄県職業安定計画						第 3 次沖縄県職業安定計画（案）						修正理由																																								
2 若年労働者の雇用促進						2 若年労働者の雇用促進						※高校新規学卒者の就職率は、平成18年度実績が平成23年度を上回ったため上方修正した。																																								
<table><tr><th>指標(単位)</th><th>内 容</th><th>平成13年度 (基準年)</th><th>平成15年度 (実績)</th><th>平成19年度 (6年後)</th><th>平成23年度 (10年後)</th></tr><tr><td rowspan="2">新規学卒者就職率 (%)</td><td>高校新規学卒者の就職率</td><td>62.4</td><td>78.6</td><td>83.5</td><td><u>90.0</u></td></tr><tr><td>大学生等新規学卒者の就職率</td><td>66.6</td><td>72.6</td><td>80.0</td><td>90.0</td></tr></table>						指標(単位)	内 容	平成13年度 (基準年)	平成15年度 (実績)	平成19年度 (6年後)	平成23年度 (10年後)		新規学卒者就職率 (%)	高校新規学卒者の就職率	62.4	78.6	83.5	<u>90.0</u>	大学生等新規学卒者の就職率	66.6	72.6	80.0	90.0	<table><tr><th>指標</th><th>単位</th><th>平成13年度 (基準)</th><th>平成18年度 実績（最新）</th><th colspan="2">平成23年度</th></tr><tr><th></th><th></th><th></th><th></th><th>目標</th><th>(変更前)</th></tr><tr><td>高校新規学卒者の就職率</td><td>%</td><td>62.4</td><td>93.0</td><td><u>95.0</u></td><td>(90.0)</td></tr><tr><td>大学生等新規学卒者の就職率</td><td>%</td><td>66.6</td><td>79.7</td><td>90.0</td><td></td></tr></table>						指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 実績（最新）	平成23年度						目標	(変更前)	高校新規学卒者の就職率	%	62.4	93.0	<u>95.0</u>	(90.0)	大学生等新規学卒者の就職率	%	66.6	79.7	90.0
指標(単位)	内 容	平成13年度 (基準年)	平成15年度 (実績)	平成19年度 (6年後)	平成23年度 (10年後)																																															
新規学卒者就職率 (%)	高校新規学卒者の就職率	62.4	78.6	83.5	<u>90.0</u>																																															
	大学生等新規学卒者の就職率	66.6	72.6	80.0	90.0																																															
指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 実績（最新）	平成23年度																																																
				目標	(変更前)																																															
高校新規学卒者の就職率	%	62.4	93.0	<u>95.0</u>	(90.0)																																															
大学生等新規学卒者の就職率	%	66.6	79.7	90.0																																																
(1) 新規学卒者の就職支援 新規学卒者の就職促進等を図る若年者地域連携事業等により職業についての知識や経験が乏しい新規学卒者が、その能力と適性に合った職業選択ができるよう関係機関との連携のもとに職業教育や進路指導の充実を図るとともに、就職セミナー、シルバー人材センター会員を活用した職業講話等の開催、職場見学会やインターンシップ等の実施により幅広い職業意識の育成を図る。インターンシップについては産・学・官による<u>連絡会議</u>を開催するとともに、<u>さらに実践的なインターンシップについても検討を行う。</u> また、高卒者就職支援システムの活用や企業情報の提供、合同企業説明会・面接会の実施等きめ細かな就職促進対策を実施する。 さらに、県内の雇用機会の創出・拡大を図るとともに、県外にも目を向けた広域的な就職を促進する。 <u>このため、県外企業の職場体験実習、県外企業求人開拓推進員による求人開拓、県外企業合同求人説明会・面接会等を実施する。</u> <u>特に、大学生等の県外就職を促進するため、県外企業におけるインターンシップ等を推進する県外就職啓発促進事業（仮称）の実施を検討する。</u>						〔目標値の変更理由等〕 高校新規学卒者の就職率：平成18年度就職率実績が、平成23年度目標値を達成しているため上方修正した。 (1) 新規学卒者の就職支援 新規学卒者の就職促進等を図るため、職業についての知識や経験が乏しい新規学卒者が、その能力と適性に合った職業選択ができるよう関係機関との連携のもとに職業教育や進路指導の充実を図るとともに、就職セミナー、インターンシップやジョブシャドウイング等の実施により職業観の育成に努める。 インターンシップについては、産・学・官連携による<u>インターンシップ検討委員会を設置し、効果的なインターンシップについて検討を行うとともに、受入企業の拡大を図る。</u> また、高卒者就職支援システムの活用や企業情報の提供、合同企業説明会・面接会の実施等きめ細かな就職促進対策を実施する。 さらに、県外にも目を向けた広域的な就職を促進するため、<u>高校生と大学生等を対象に県外へのインターンシップや、県外企業求人開拓推進員による求人開拓、県外企業合同求人説明会・面接会等を実施する。</u>																																														
<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>県外職場体験実習</td><td>＝高校3年生を対象とした県外職場体験実習の実施により職業意識の形成を図るとともに広域的な就職を促進する＝</td></tr><tr><td>企業説明会・面接会</td><td>就職希望の高校生・大学生等を対象とした県内外求人企業の合同説明会・面接会を実施する。</td></tr><tr><td>『新規』 県外就職啓発促進事業（仮称） ＝再掲＝</td><td>＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進する＝</td></tr><tr><td>『新規』 若年者地域連携事業</td><td>学生・進路指導担当者・保護者・企業向けのセミナー等を実施し就職を促進する。</td></tr></table>						施策（事業）名	内 容	県外職場体験実習	＝高校3年生を対象とした県外職場体験実習の実施により職業意識の形成を図るとともに広域的な就職を促進する＝	企業説明会・面接会	就職希望の高校生・大学生等を対象とした県内外求人企業の合同説明会・面接会を実施する。	『新規』 県外就職啓発促進事業（仮称） ＝再掲＝	＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進する＝	『新規』 若年者地域連携事業	学生・進路指導担当者・保護者・企業向けのセミナー等を実施し就職を促進する。	<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>業説明会・面接会</td><td>就職希望の高校生等を対象とした県内外求人企業の合同説明会・面接会を実施する。</td></tr><tr><td>若年者地域連携事業</td><td>学生・進路指導担当者・保護者向けのセミナー等を実施し、就職を促進する。</td></tr><tr><td><u>『新規』</u> <u>若者と中小企業とのネットワーク構築事業</u></td><td><u>中小企業等における人材確保問題の解決を図るとともに若者の効果的な就職支援を進めるため、人事担当者向けセミナーや企業説明会「ライブカフェ」の実施等を通して、若者や教育機関と中小企業のネットワーク構築を図る。</u></td></tr><tr><td><u>『新規』</u> <u>インターンシップ拡大強化事業</u> <u>【再掲】</u></td><td><u>大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進するとともに、県内インターンシップ受け入れ態勢を強化するための取り組みを行う。</u></td></tr></table>						施策（事業）名	内 容	業説明会・面接会	就職希望の高校生等を対象とした県内外求人企業の合同説明会・面接会を実施する。	若年者地域連携事業	学生・進路指導担当者・保護者向けのセミナー等を実施し、就職を促進する。	<u>『新規』</u> <u>若者と中小企業とのネットワーク構築事業</u>	<u>中小企業等における人材確保問題の解決を図るとともに若者の効果的な就職支援を進めるため、人事担当者向けセミナーや企業説明会「ライブカフェ」の実施等を通して、若者や教育機関と中小企業のネットワーク構築を図る。</u>	<u>『新規』</u> <u>インターンシップ拡大強化事業</u> <u>【再掲】</u>	<u>大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進するとともに、県内インターンシップ受け入れ態勢を強化するための取り組みを行う。</u>																					
施策（事業）名	内 容																																																			
県外職場体験実習	＝高校3年生を対象とした県外職場体験実習の実施により職業意識の形成を図るとともに広域的な就職を促進する＝																																																			
企業説明会・面接会	就職希望の高校生・大学生等を対象とした県内外求人企業の合同説明会・面接会を実施する。																																																			
『新規』 県外就職啓発促進事業（仮称） ＝再掲＝	＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進する＝																																																			
『新規』 若年者地域連携事業	学生・進路指導担当者・保護者・企業向けのセミナー等を実施し就職を促進する。																																																			
施策（事業）名	内 容																																																			
業説明会・面接会	就職希望の高校生等を対象とした県内外求人企業の合同説明会・面接会を実施する。																																																			
若年者地域連携事業	学生・進路指導担当者・保護者向けのセミナー等を実施し、就職を促進する。																																																			
<u>『新規』</u> <u>若者と中小企業とのネットワーク構築事業</u>	<u>中小企業等における人材確保問題の解決を図るとともに若者の効果的な就職支援を進めるため、人事担当者向けセミナーや企業説明会「ライブカフェ」の実施等を通して、若者や教育機関と中小企業のネットワーク構築を図る。</u>																																																			
<u>『新規』</u> <u>インターンシップ拡大強化事業</u> <u>【再掲】</u>	<u>大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進するとともに、県内インターンシップ受け入れ態勢を強化するための取り組みを行う。</u>																																																			

第2次沖縄県職業安定計画	第3次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由																												
(2) 若年求職者の就職支援 産・学・官連携のもとに沖縄県キャリアセンター（ジョブカフェ）において、キャリア・カウンセリング等による職業観の形成から就職までの一貫した総合的な支援を実施する。 また、<u>これまでの若年対策に加え国の若者自立・挑戦プランに基づきジョブカフェモデル事業による地域産業活性化人材育成事業や就職促進を図る若年者地域連携事業及びフリーター等を対象に企業現場での実務経験を通じた適応能力の高い人材を育成する事業の実施を検討し若年対策を強化する。</u> さらに、沖縄若年者雇用奨励金等の雇用支援制度を積極的に活用し新たな雇用機会の創出を図るとともに、短期的な試行就業（トライアル雇用）の活用を促進する。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>『新規』 若年者総合雇用支援事業</td><td>沖縄県キャリアセンターにおいて若年者のキャリア形成、スキルアップ、就職活動、就職までを一貫して支援する。</td></tr><tr><td>『新規』 若年者地域連携事業 【再掲】</td><td>学生・進路指導担当者・保護者・企業向けのセミナー等を実施し就職を促進する。</td></tr><tr><td>『新規』 地域産業活性化人材育成事業</td><td>インターンシップを推進する事業等を実施し地域産業の活性化・高度化を担う人材を育成する。</td></tr><tr><td>沖縄若年者雇用奨励金 【再掲】</td><td>新たな事業の開始・拡大のため事業所の施設や設備の新設等を伴い求職者を3人以上（うち30歳未満の若年者の占める割合が1/2以上）雇い入れた事業主に対し、支払った賃金の一部を助成する。</td></tr><tr><td>トライアル雇用事業（若年者）</td><td>公共職業安定所が紹介する35歳未満の若年者等を3ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	『新規』 若年者総合雇用支援事業	沖縄県キャリアセンターにおいて若年者のキャリア形成、スキルアップ、就職活動、就職までを一貫して支援する。	『新規』 若年者地域連携事業 【再掲】	学生・進路指導担当者・保護者・企業向けのセミナー等を実施し就職を促進する。	『新規』 地域産業活性化人材育成事業	インターンシップを推進する事業等を実施し地域産業の活性化・高度化を担う人材を育成する。	沖縄若年者雇用奨励金 【再掲】	新たな事業の開始・拡大のため事業所の施設や設備の新設等を伴い求職者を3人以上（うち30歳未満の若年者の占める割合が1/2以上）雇い入れた事業主に対し、支払った賃金の一部を助成する。	トライアル雇用事業（若年者）	公共職業安定所が紹介する35歳未満の若年者等を3ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。	<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>『新規』 就業意識改善促進事業（沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】</td><td>企業や教育機関、家庭等が各自の役割を認識し、地域との密接な連携体制のもと、学生や県民の職業意識の改善を図る上でより効果の高い県民運動の普及モデル事業（沖縄型ジョブシャドウイング）の実施や、併せて企業や教育機関の取り組みを紹介する広報事業を展開する。</td></tr></table> (2) 若年求職者の就職支援 産・学・官連携のもとに沖縄県キャリアセンター（ジョブカフェ）においてキャリア・カウンセリング等による職業観の形成から就職までの一貫した総合的な支援を実施する。 また、<u>ジョブカフェ事業による若者と中小企業とのネットワーク構築事業や若者の就職促進と職場への定着支援を図る若年者地域連携事業を引き続き実施する。</u> さらに、沖縄若年者雇用促進奨励金等の雇用支援制度を積極的に活用し新たな雇用機会の創出を図るとともに、短期的な試行就業（トライアル雇用）の活用を促進する。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>若年者総合雇用支援事業</td><td>沖縄県キャリアセンターにおいて若年者のキャリア形成、スキルアップ、就職活動、就職までを一貫して支援する。</td></tr><tr><td>若年者地域連携事業 【再掲】</td><td>若年求職者・進路指導担当者・保護者向けのセミナー等を実施し就職を促進する。また、若年労働者を対象とした継続就業の動機付けに資する講習や相互交流を実施する。</td></tr><tr><td>『新規』 若者と中小企業とのネットワーク構築事業 【再掲】</td><td>中小企業等における人材確保問題の解決を図るとともに若者の効果的な就職支援を進めるため、人事担当者向けセミナーや企業説明会「ライブカフェ」の実施等を通して、若者や教育機関と中小企業のネットワーク構築を図る。</td></tr><tr><td>沖縄若年者雇用促進奨励金 【再掲】</td><td>新たな事業の開始・拡大のため事業所の施設や設備の新設等を伴い雇い入れた沖縄県に居住する30歳未満の若年求職者に対して支払った賃金に相当する額の一定割合を助成する。</td></tr><tr><td>トライアル雇用事業（若年者）</td><td>公共職業安定所が紹介する35歳未満の若年者等を3ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	『新規』 就業意識改善促進事業（沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】	企業や教育機関、家庭等が各自の役割を認識し、地域との密接な連携体制のもと、学生や県民の職業意識の改善を図る上でより効果の高い県民運動の普及モデル事業（沖縄型ジョブシャドウイング）の実施や、併せて企業や教育機関の取り組みを紹介する広報事業を展開する。	施策（事業）名	内 容	若年者総合雇用支援事業	沖縄県キャリアセンターにおいて若年者のキャリア形成、スキルアップ、就職活動、就職までを一貫して支援する。	若年者地域連携事業 【再掲】	若年求職者・進路指導担当者・保護者向けのセミナー等を実施し就職を促進する。また、若年労働者を対象とした継続就業の動機付けに資する講習や相互交流を実施する。	『新規』 若者と中小企業とのネットワーク構築事業 【再掲】	中小企業等における人材確保問題の解決を図るとともに若者の効果的な就職支援を進めるため、人事担当者向けセミナーや企業説明会「ライブカフェ」の実施等を通して、若者や教育機関と中小企業のネットワーク構築を図る。	沖縄若年者雇用促進奨励金 【再掲】	新たな事業の開始・拡大のため事業所の施設や設備の新設等を伴い雇い入れた沖縄県に居住する30歳未満の若年求職者に対して支払った賃金に相当する額の一定割合を助成する。	トライアル雇用事業（若年者）	公共職業安定所が紹介する35歳未満の若年者等を3ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。	
施策（事業）名	内 容																													
『新規』 若年者総合雇用支援事業	沖縄県キャリアセンターにおいて若年者のキャリア形成、スキルアップ、就職活動、就職までを一貫して支援する。																													
『新規』 若年者地域連携事業 【再掲】	学生・進路指導担当者・保護者・企業向けのセミナー等を実施し就職を促進する。																													
『新規』 地域産業活性化人材育成事業	インターンシップを推進する事業等を実施し地域産業の活性化・高度化を担う人材を育成する。																													
沖縄若年者雇用奨励金 【再掲】	新たな事業の開始・拡大のため事業所の施設や設備の新設等を伴い求職者を3人以上（うち30歳未満の若年者の占める割合が1/2以上）雇い入れた事業主に対し、支払った賃金の一部を助成する。																													
トライアル雇用事業（若年者）	公共職業安定所が紹介する35歳未満の若年者等を3ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。																													
施策（事業）名	内 容																													
『新規』 就業意識改善促進事業（沖縄地域雇用創出事業） 【再掲】	企業や教育機関、家庭等が各自の役割を認識し、地域との密接な連携体制のもと、学生や県民の職業意識の改善を図る上でより効果の高い県民運動の普及モデル事業（沖縄型ジョブシャドウイング）の実施や、併せて企業や教育機関の取り組みを紹介する広報事業を展開する。																													
施策（事業）名	内 容																													
若年者総合雇用支援事業	沖縄県キャリアセンターにおいて若年者のキャリア形成、スキルアップ、就職活動、就職までを一貫して支援する。																													
若年者地域連携事業 【再掲】	若年求職者・進路指導担当者・保護者向けのセミナー等を実施し就職を促進する。また、若年労働者を対象とした継続就業の動機付けに資する講習や相互交流を実施する。																													
『新規』 若者と中小企業とのネットワーク構築事業 【再掲】	中小企業等における人材確保問題の解決を図るとともに若者の効果的な就職支援を進めるため、人事担当者向けセミナーや企業説明会「ライブカフェ」の実施等を通して、若者や教育機関と中小企業のネットワーク構築を図る。																													
沖縄若年者雇用促進奨励金 【再掲】	新たな事業の開始・拡大のため事業所の施設や設備の新設等を伴い雇い入れた沖縄県に居住する30歳未満の若年求職者に対して支払った賃金に相当する額の一定割合を助成する。																													
トライアル雇用事業（若年者）	公共職業安定所が紹介する35歳未満の若年者等を3ヶ月までの短期間試行的な雇用（トライアル雇用）を行う事業主に対し、奨励金を支給する。																													

第 2 次沖縄県職業安定計画						第 3 次沖縄県職業安定計画（案）					修正理由
3 職業能力の開発と人材育成						3 職業能力の開発と人材育成					
指標(単位)	内 容	平成13年度 (基準年)	平成15年度 (実績)	平成19年度 (6年後)	平成23年度 (10年後)	指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 実績（最新）	平成23年度 目標	
職業能力開発と 人材育成の数 (人)	公共職業訓練施設等 における職業訓練受 講者数	14,452	23,228	81,000	136,500	公共職業訓練施設等にお ける職業訓練受講者数	人	14,452	58,937	136,500	
	国内外への派遣研修 による人材育成数	316	537	2,000	3,500	国内外への派遣研修によ る人材育成数	人	316	1,150	3,500	
※平成15年度の数値は平成14年度～15年度累計値、19年度の数値は平成14年度～19年度累計値、23年度の数値は平成14年度～23年度累計値						※平成18年度の数値は平成14年度～18年度累計値、23年度の数値は平成14年度～23年度累計値					
(1) 労働者の自発的な職業能力の開発 産業・雇用構造が大きく変化するなかでは、労働者自らエンプロイアビリティ（雇用され得る能力）を高める自発的な職業能力の開発が重要である。 このため、労働者個人に対するキャリア・コンサルティングを強化するとともに、教育訓練休暇制度の普及や教育訓練給付制度の活用を促進する。						(1) 労働者の自発的な職業能力の開発 就労形態の多様化、産業及び雇用システムの構造が大きく変化する中で、労働者が持続的かつ円滑に職業キャリアを積み上げていくには、労働者の自発的な職業能力開発が可能となる環境整備が重要である。 このため、企業内キャリア・コンサルティング、教育訓練休暇制度や教育訓練給付制度の普及・活用を促進する。					
施策（事業）名		内 容				施策（事業）名		内 容			
教育訓練給付制度		厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した労働者等に対し、受講に要した費用の一部を助成する。				教育訓練給付制度		厚生労働大臣指定教育訓練講座を受講した労働者等に対し、受講に要した費用の一部を助成する。			
キャリア形成促進助成金		事業主が自ら雇用する労働者を対象とした職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリアコンサルティング機会の確保に要した費用の一部を助成する。				キャリア形成促進助成金		事業主が自ら雇用する労働者を対象とした職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリアコンサルティング機会の確保に要した費用の一部を助成する。			

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由																
(2) 事業主等による職業能力開発の促進 事業主がその雇用する労働者を対象として、職業訓練の実施や教育訓練休暇制度の活用、職業能力評価の推進及びキャリア・コンサルティングの実施等事業内職業能力開発計画に基づく体系的な職業能力開発を推進するため、キャリア形成促進助成金の活用を促進する。 また、職業訓練体制の弱い中小企業の訓練機会の確保・拡大を図るため、認定職業訓練の普及や那覇地域職業訓練センターの有効活用を促進する。 さらに、北部地域における雇用・能力開発施策を総合的に進める拠点施設として平成15年度に設置した沖縄北部雇用能力開発総合センターを活用し、企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。	(2) 事業主等による職業能力開発の促進 事業主がその雇用する労働者を対象として、職業訓練の実施や教育訓練休暇制度の活用、職業能力評価の推進及びキャリア・コンサルティングの実施等事業内職業能力開発計画に基づく体系的な職業能力開発を推進するため、キャリア形成促進助成金の活用を促進する。 また、職業訓練体制の弱い中小企業の訓練機会の確保・拡大を図るため、認定職業訓練の普及や那覇地域職業訓練センターの有効活用を促進する。 さらに、北部地域における雇用・能力開発施策を総合的に進める拠点施設として沖縄北部雇用能力開発総合センターを活用し、企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。																	
<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>キャリア形成促進助成金 【再掲】</td><td>事業主が自ら雇用する労働者を対象とした職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリアコンサルティング機会の確保に要した費用の一部を助成する。</td></tr><tr><td>那覇地域職業訓練センターの活用促進</td><td>中小企業における従業員の訓練機会を確保するため、那覇地域職業訓練センターの有効活用を促進する。</td></tr><tr><td>沖縄北部雇用能力開発総合センター</td><td>企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	キャリア形成促進助成金 【再掲】	事業主が自ら雇用する労働者を対象とした職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリアコンサルティング機会の確保に要した費用の一部を助成する。	那覇地域職業訓練センターの活用促進	中小企業における従業員の訓練機会を確保するため、那覇地域職業訓練センターの有効活用を促進する。	沖縄北部雇用能力開発総合センター	企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。	<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>キャリア形成促進助成金 【再掲】</td><td>事業主が自ら雇用する労働者を対象とした職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリアコンサルティング機会の確保に要した費用の一部を助成する。</td></tr><tr><td>那覇地域職業訓練センターの活用促進</td><td>中小企業における従業員の訓練機会を確保するため、那覇地域職業訓練センターの有効活用を促進する。</td></tr><tr><td>沖縄北部雇用能力開発総合センター</td><td>企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	キャリア形成促進助成金 【再掲】	事業主が自ら雇用する労働者を対象とした職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリアコンサルティング機会の確保に要した費用の一部を助成する。	那覇地域職業訓練センターの活用促進	中小企業における従業員の訓練機会を確保するため、那覇地域職業訓練センターの有効活用を促進する。	沖縄北部雇用能力開発総合センター	企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。	
施策（事業）名	内 容																	
キャリア形成促進助成金 【再掲】	事業主が自ら雇用する労働者を対象とした職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリアコンサルティング機会の確保に要した費用の一部を助成する。																	
那覇地域職業訓練センターの活用促進	中小企業における従業員の訓練機会を確保するため、那覇地域職業訓練センターの有効活用を促進する。																	
沖縄北部雇用能力開発総合センター	企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。																	
施策（事業）名	内 容																	
キャリア形成促進助成金 【再掲】	事業主が自ら雇用する労働者を対象とした職業訓練の実施、職業能力開発休暇の付与、長期教育訓練休暇制度の導入、職業能力評価の実施、キャリアコンサルティング機会の確保に要した費用の一部を助成する。																	
那覇地域職業訓練センターの活用促進	中小企業における従業員の訓練機会を確保するため、那覇地域職業訓練センターの有効活用を促進する。																	
沖縄北部雇用能力開発総合センター	企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。																	

第2次沖縄県職業安定計画	第3次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由												
(3) 公共職業能力開発施設等における職業能力開発の充実 技術革新の進展や産業構造の変化に伴う企業の人材ニーズに対応するため、<u>職業訓練及び職業能力の開発を行う。</u> また、<u>公共職業能力開発施設での座学（実技を含む）と企業における実習等を組み合わせた日本版デュアルシステムによる教育訓練の実施により、若年者のフリーター化や無業者化の防止及び企業が求める実践的技術者の育成を促進する。</u> 県立職業能力開発校では、新規学卒者等を中心とした若年技能者の養成及び多様化する地域ニーズに応じた効果的な職業訓練を実施するため、多能工的技能者の養成に努めるとともに、既存訓練科目の再編やカリキュラムの見直しを行う。 また、訓練環境及び実習用機器設備等の整備・拡充を進めるとともに、指導体制の充実等により技術の高度化や専門化に対応した職業能力開発を行う。 さらに、障害者が身近な地域で職業訓練を受講できるよう、一般校を活用した障害者職業能力開発事業を実施する。 沖縄職業能力開発大学校では、<u>事業主団体等との連携を強化し高度職業訓練の実施等産業界が必要とする高度な実践技術者を養成するとともに、在職者の技能向上、能力開発などを目的とした能力開発セミナーや企業人スクールなどを行っており、これら取組を促進する。</u> <u>沖縄職業能力開発促進センター</u>における、離転職者の早期再就職のための職業訓練や、職務に必要な技能及び知識を習得しようとする在職労働者等に対して、その有する技能、技術のレベルに応じて実施する、体系的、段階的な職業訓練（能力開発セミナー）を促進する。 独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センターは、職業能力開発施設と連携もて、主に事務系や管理部門を対象とした職業訓練を行うとともに、求職者、在職者、事業主など幅広い利用者に対して、職業能力開発に関する助成・支援施策の制度案内、手続きの説明、関係機関への取り次ぎまで一貫した総合的な相談や情報の提供を行っており、これら取組を促進する。 さらに、独立行政法人雇用・能力開発機構の4施設において実施する、全国一斉配備による衛星通信を用いたホワイトカラーのスキルアップのための能力開発セミナーを促進する。	(3) 公共職業能力開発施設等における職業能力開発の充実 技術革新の進展や産業構造の変化に伴う企業の人材ニーズに対応するため、<u>公共職業訓練施設及び民間の職業訓練施設を活用して職業能力の開発を行う。</u> 特に、<u>若年者の職業能力開発のために、実践型人材養成システム、職業キャリア教育及び日本版デュアルシステム等多様な訓練を実施し、若年者のフリーター化や無業者化の防止及び企業が求める実践的技術者の育成を促進する。</u> 県立職業能力開発校では、新規学卒者等を中心とした若年技能者の養成及び多様化する地域ニーズに応じた効果的な職業訓練を実施するため、多能工的技能者の養成に努めるとともに、既存訓練科目の再編やカリキュラムの見直しを行う。 また、訓練環境及び実習用機器等の整備・拡充を進めるとともに、指導体制の充実等により、技術の高度化や専門化に対応した職業能力開発を行う。 沖縄職業能力開発大学校では、若年者を対象として産業の基盤を支える人材を育成するために、技術革新に対応できる高度な知識と技能・技術を兼ね備えた実践技術者を養成するとともに、生産技術・生産管理部門のリーダーとなる高度なものづくり人材を育成する。 <u>雇用・能力開発機構沖縄センターでは、離転職者の早期再就職のための職業訓練や、職務に必要な技能及び知識を習得しようとする在職労働者等に対して、その有する技能、技術のレベルに応じて実施する、体系的、段階的な職業訓練（能力開発セミナー）を促進する。</u> <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>県立職業能力開発校</td><td>新規学卒者等を中心とした若年技能者の養成及び多様化する地域の訓練ニーズに応じた職業訓練を実施する。</td></tr><tr><td>沖縄職業能力開発大学校</td><td><u>産学連携や他大学等関係機関との連携を強化し、若年者を対象とした高度職業訓練の実施等、今後の経済社会を担う高度なものづくり人材を育成する。</u></td></tr><tr><td>独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター（<u>沖縄職業能力開発促進センター</u>）</td><td><u>求職者の早期再就職を図る離職者訓練とものづくり分野を中心とした真に高度な在職者訓練を実施するとともに、職業能力開発等に関する助成支援や情報提供を行う。</u></td></tr><tr><td>沖縄北部雇用能力開発総合センター 【再掲】</td><td>企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。</td></tr><tr><td><u>『新規』実践型人材養成システム</u></td><td><u>企業と教育訓練機関が密接な連携を図りながら訓練を実施し、実践的かつ体系的な能力を備えた中核人材を育成する。</u></td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	県立職業能力開発校	新規学卒者等を中心とした若年技能者の養成及び多様化する地域の訓練ニーズに応じた職業訓練を実施する。	沖縄職業能力開発大学校	<u>産学連携や他大学等関係機関との連携を強化し、若年者を対象とした高度職業訓練の実施等、今後の経済社会を担う高度なものづくり人材を育成する。</u>	独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター（ <u>沖縄職業能力開発促進センター</u> ）	<u>求職者の早期再就職を図る離職者訓練とものづくり分野を中心とした真に高度な在職者訓練を実施するとともに、職業能力開発等に関する助成支援や情報提供を行う。</u>	沖縄北部雇用能力開発総合センター 【再掲】	企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。	<u>『新規』実践型人材養成システム</u>	<u>企業と教育訓練機関が密接な連携を図りながら訓練を実施し、実践的かつ体系的な能力を備えた中核人材を育成する。</u>	文書整理及び「実践型人材養成システムによる訓練」を挿入 大学校の取り組みに合わせ記述変更 組織改編 前段と組織・取り組みが重なっており、繰り返しとなっている。
施策（事業）名	内 容													
県立職業能力開発校	新規学卒者等を中心とした若年技能者の養成及び多様化する地域の訓練ニーズに応じた職業訓練を実施する。													
沖縄職業能力開発大学校	<u>産学連携や他大学等関係機関との連携を強化し、若年者を対象とした高度職業訓練の実施等、今後の経済社会を担う高度なものづくり人材を育成する。</u>													
独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター（ <u>沖縄職業能力開発促進センター</u> ）	<u>求職者の早期再就職を図る離職者訓練とものづくり分野を中心とした真に高度な在職者訓練を実施するとともに、職業能力開発等に関する助成支援や情報提供を行う。</u>													
沖縄北部雇用能力開発総合センター 【再掲】	企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。													
<u>『新規』実践型人材養成システム</u>	<u>企業と教育訓練機関が密接な連携を図りながら訓練を実施し、実践的かつ体系的な能力を備えた中核人材を育成する。</u>													

第 2 次沖縄県職業安定計画		第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由										
<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>沖縄職業能力開発大学校</td><td>事業主団体等との連携を強化し高度職業訓練の実施等産業界が必要とする高度な実践技術者を養成する。</td></tr><tr><td>沖縄職業能力開発促進センター</td><td>離転職者の早期再就職のための職業訓練や在職者に対する能力開発セミナーを弾力的に実施する。</td></tr><tr><td>独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター</td><td>職業能力開発施設と連携して、職業訓練を実施するとともに、求職者、在職者、事業主などに対して、職業能力開発に関する助成・支援施策の制度案内等総合的な相談や情報の提供を行う。</td></tr><tr><td>沖縄北部雇用能力開発総合センター 【再掲】</td><td>企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。</td></tr></table>		施策（事業）名	内 容	沖縄職業能力開発大学校	事業主団体等との連携を強化し高度職業訓練の実施等産業界が必要とする高度な実践技術者を養成する。	沖縄職業能力開発促進センター	離転職者の早期再就職のための職業訓練や在職者に対する能力開発セミナーを弾力的に実施する。	独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター	職業能力開発施設と連携して、職業訓練を実施するとともに、求職者、在職者、事業主などに対して、職業能力開発に関する助成・支援施策の制度案内等総合的な相談や情報の提供を行う。	沖縄北部雇用能力開発総合センター 【再掲】	企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。		組織改編
施策（事業）名	内 容												
沖縄職業能力開発大学校	事業主団体等との連携を強化し高度職業訓練の実施等産業界が必要とする高度な実践技術者を養成する。												
沖縄職業能力開発促進センター	離転職者の早期再就職のための職業訓練や在職者に対する能力開発セミナーを弾力的に実施する。												
独立行政法人雇用・能力開発機構沖縄センター	職業能力開発施設と連携して、職業訓練を実施するとともに、求職者、在職者、事業主などに対して、職業能力開発に関する助成・支援施策の制度案内等総合的な相談や情報の提供を行う。												
沖縄北部雇用能力開発総合センター 【再掲】	企業の立地状況に応じた人材の育成を図るとともに、事業主団体との連携により、地場産業の基盤形成に資する教育訓練の実施、職業能力開発等に関する情報提供、相談援助等を行う。												

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由																						
（4） 多様な教育訓練資源を活用した職業能力開発の拡充 求職者を対象とした職業訓練について、公共職業能力開発施設における施設内訓練に加えて、<u>事業主や事業主団体、大学や専修学校等の教育機関及びN P O等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練による職業能力開発を拡充する。</u> 特に、<u>情報通信関連産業、観光リゾート産業等サービス産業分野及び介護関連分野等において委託訓練を拡充する。</u> また、<u>新たに専修学校等民間を活用したデュアルシステムの実施、さらに、社会福祉法人等の活用による、様々な障害の態様に応じた委託訓練を推進する。</u> <u>フリーター・無業者に対する働く自信と意欲の涵養・向上を目的として、若者自立塾（仮称）の設置促進、就職基礎能力速成講座を実施する。</u>	（4） 多様な教育訓練資源を活用した職業能力開発の拡充 求職者を対象とした職業訓練について、公共職業能力開発施設における施設内訓練に加えて、<u>専修学校等の教育機関及びN P O等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を引き続き実施するとともに、障害者を対象とした委託訓練を強化する。</u> また、<u>若者自立塾や若者地域サポートステーションの活用、就職基礎能力速成講座の実施等により、フリーター及び無業者等の働く意欲の涵養・向上を図る。</u> さらに、<u>職業安定所に求人申込を行った事業主が求職者を訓練生として受け入れて、事業所での職場実習を中心とした訓練や、求人者の要望に応じて民間教育訓練機関等で職業訓練を行う求人セット型訓練の活用促進を図る。</u>	文書整理 「求人セット型訓練」の記載挿入																						
<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>県立職業能力開発校による委託訓練</td><td>事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。 新たにデュアルシステムによる委託訓練を実施するとともに、社会福祉法人等の活用による、障害の態様に応じた委託訓練を推進する。</td></tr><tr><td>独立行政法人雇用・能力開発機構による委託訓練</td><td>事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。</td></tr><tr><td>『新規』 若者自立塾（仮称）の設置促進</td><td>フリーター・無業者に対する働く自信と意欲の涵養・向上を目的とした「若者自立塾（仮称）」の設置を促進する。</td></tr><tr><td>『新規』 就職基礎能力速成講座の実施</td><td>民間事業者等を活用して、フリーター・無業者の早期就職を促進するため、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナーの習得を図る。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	県立職業能力開発校による委託訓練	事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。 新たにデュアルシステムによる委託訓練を実施するとともに、社会福祉法人等の活用による、障害の態様に応じた委託訓練を推進する。	独立行政法人雇用・能力開発機構による委託訓練	事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。	『新規』 若者自立塾（仮称）の設置促進	フリーター・無業者に対する働く自信と意欲の涵養・向上を目的とした「若者自立塾（仮称）」の設置を促進する。	『新規』 就職基礎能力速成講座の実施	民間事業者等を活用して、フリーター・無業者の早期就職を促進するため、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナーの習得を図る。	<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>県立職業能力開発校による委託訓練</td><td>事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。 新たにデュアルシステムによる委託訓練を実施するとともに、社会福祉法人等の活用による、障害の態様に応じた委託訓練を推進する。</td></tr><tr><td>独立行政法人雇用・能力開発機構による委託訓練</td><td>事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。</td></tr><tr><td>若者自立塾の活用</td><td>フリーター・無業者に対する働く自信と意欲の涵養・向上を目的とした「若者自立塾」の活用を促進する。</td></tr><tr><td>就職基礎能力速成講座の実施</td><td>民間事業者等を活用して、フリーター・無業者の早期就職を促進するため、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナーの習得を図る。</td></tr><tr><td>『新規』 求人セット型訓練制度の活用</td><td>求人申込を行った事業主が求職者を訓練生として受け入れて、事業所での職場実習を中心とした訓練や、求人者の要望に応じて民間教育訓練機関等で職業訓練を行う。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	県立職業能力開発校による委託訓練	事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。 新たにデュアルシステムによる委託訓練を実施するとともに、社会福祉法人等の活用による、障害の態様に応じた委託訓練を推進する。	独立行政法人雇用・能力開発機構による委託訓練	事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。	若者自立塾の活用	フリーター・無業者に対する働く自信と意欲の涵養・向上を目的とした「若者自立塾」の活用を促進する。	就職基礎能力速成講座の実施	民間事業者等を活用して、フリーター・無業者の早期就職を促進するため、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナーの習得を図る。	『新規』 求人セット型訓練制度の活用	求人申込を行った事業主が求職者を訓練生として受け入れて、事業所での職場実習を中心とした訓練や、求人者の要望に応じて民間教育訓練機関等で職業訓練を行う。	
施策（事業）名	内 容																							
県立職業能力開発校による委託訓練	事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。 新たにデュアルシステムによる委託訓練を実施するとともに、社会福祉法人等の活用による、障害の態様に応じた委託訓練を推進する。																							
独立行政法人雇用・能力開発機構による委託訓練	事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。																							
『新規』 若者自立塾（仮称）の設置促進	フリーター・無業者に対する働く自信と意欲の涵養・向上を目的とした「若者自立塾（仮称）」の設置を促進する。																							
『新規』 就職基礎能力速成講座の実施	民間事業者等を活用して、フリーター・無業者の早期就職を促進するため、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナーの習得を図る。																							
施策（事業）名	内 容																							
県立職業能力開発校による委託訓練	事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。 新たにデュアルシステムによる委託訓練を実施するとともに、社会福祉法人等の活用による、障害の態様に応じた委託訓練を推進する。																							
独立行政法人雇用・能力開発機構による委託訓練	事業主、事業主団体、大学、専修学校等多様な教育訓練資源を活用した委託訓練を実施する。																							
若者自立塾の活用	フリーター・無業者に対する働く自信と意欲の涵養・向上を目的とした「若者自立塾」の活用を促進する。																							
就職基礎能力速成講座の実施	民間事業者等を活用して、フリーター・無業者の早期就職を促進するため、職業意識啓発、職場におけるコミュニケーション能力、基礎的ビジネスマナーの習得を図る。																							
『新規』 求人セット型訓練制度の活用	求人申込を行った事業主が求職者を訓練生として受け入れて、事業所での職場実習を中心とした訓練や、求人者の要望に応じて民間教育訓練機関等で職業訓練を行う。																							
（5） 職業能力評価の拡充と技能振興 <u>労働者の職業能力開発に目標を与えキャリア形成を促進するため、職業能力評価推進給付金の活用促進等による技能検定の受検機会を拡大するとともに技能検定実施職種の拡大や職業経験等を基礎とした包括的な職業能力評価システムの構築に向けた検討を進める。</u> また、沖縄県職業能力開発協会等と連携して技能五輪大会への参加促進や卓越した技能者の表彰及び職業能力開発促進大会の開催等技能尊重機運を醸成し技能の振興に努めるとともに、ものづくり技能の向上を促進する。	（5） 職業能力評価の拡充と技能振興 <u>労働者の有する技能を一定の基準によって検定し、これを公証する「技能検定制</u><u>度」の普及促進を図ることにより、労働者の技能と地位の向上を推進する。</u> <u>そのため県内で検定を実施する職種の拡充に努める。</u> また、沖縄県職業能力開発協会等と連携して技能五輪大会への参加促進や卓越した技能者の表彰及び職業能力開発促進大会の開催等技能尊重機運を醸成し技能の振興に努めるとともに、ものづくり技能の向上を促進する。																							
<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>技能検定実施職種の拡充</td><td>既存職種及び新設職種における実施職種を拡大する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	技能検定実施職種の拡充	既存職種及び新設職種における実施職種を拡大する。																				
施策（事業）名	内 容																							
技能検定実施職種の拡充	既存職種及び新設職種における実施職種を拡大する。																							

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由																
(6) 重点産業を担う人材の育成 本県が、アジア・太平洋地域との経済交流等を通じた活力ある民間主導の自立型経済を構築していくためには、今後の戦略産業を担うグローバルな視点に立った産業人材の育成が不可欠である。 このため、重点産業の担い手となる大学生等の県外インターンシップの積極的な推進や国外インターンシップの検討等インターンシップの幅広い活用等を促進するとともに、国内外の企業等への従業員の長期研修派遣を支援する<u>戦略産業人材育成支援事業を実施し、</u>グローバルな知見や行動力を備えた意欲ある産業人材の育成を推進する。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>戦略産業人材育成支援事業 【再掲】</td><td>＝情報通信産業、観光＝リゾート産業（ホテル＝旅館業）、特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業等の戦略産業の事業主が、新規雇用を伴い、従業員に専門的な技能＝知識を習得させるため先進企業等に研修派遣を行う場合、経費の一部を助成する。</td></tr><tr><td>『新規』 県外就職啓発促進事業（仮称） 【再掲】</td><td>＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	戦略産業人材育成支援事業 【再掲】	＝情報通信産業、観光＝リゾート産業（ホテル＝旅館業）、特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業等の戦略産業の事業主が、新規雇用を伴い、従業員に専門的な技能＝知識を習得させるため先進企業等に研修派遣を行う場合、経費の一部を助成する。	『新規』 県外就職啓発促進事業（仮称） 【再掲】	＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進する。	<table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>技能検定実施職種の拡充</td><td>既存職種及び新設職種における実施職種を拡大する。</td></tr></table> (6) 重点産業を担う人材の育成 本県が、アジア・太平洋地域との経済交流等を通じた活力ある民間主導の自立型経済を構築していくためには、今後の戦略産業を担うグローバルな視点に立った産業人材の育成が不可欠である。 このため、重点産業の担い手となる大学生等の県外インターンシップの積極的な推進や国外インターンシップの検討等インターンシップの幅広い活用等を促進するとともに、国内外の企業等への従業員の長期研修派遣を支援する<u>事業の実施を検討し、</u>グローバルな知見や行動力を備えた意欲ある産業人材の育成を推進する。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td><u>『新規』</u> <u>インターンシップ拡大強化事業</u> <u>【再掲】</u></td><td><u>＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進するとともに、県内インターンシップ受け入れ態勢を強化するための取り組みを行う。</u></td></tr><tr><td><u>『新規』</u> <u>機能・技能移転人材育成事業</u> <u>（仮称）</u> <u>【再掲】</u></td><td><u>＝新規の企業立地や事業拡大により、新規に従業員の雇用を伴い、県外事業所へ技能習得のため派遣する場合、渡航費用の一部を助成する。</u></td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	技能検定実施職種の拡充	既存職種及び新設職種における実施職種を拡大する。	施策（事業）名	内 容	<u>『新規』</u> <u>インターンシップ拡大強化事業</u> <u>【再掲】</u>	<u>＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進するとともに、県内インターンシップ受け入れ態勢を強化するための取り組みを行う。</u>	<u>『新規』</u> <u>機能・技能移転人材育成事業</u> <u>（仮称）</u> <u>【再掲】</u>	<u>＝新規の企業立地や事業拡大により、新規に従業員の雇用を伴い、県外事業所へ技能習得のため派遣する場合、渡航費用の一部を助成する。</u>	戦略産業人材育成事業の終了による。 県外就職啓発促進事業の終了。
施策（事業）名	内 容																	
戦略産業人材育成支援事業 【再掲】	＝情報通信産業、観光＝リゾート産業（ホテル＝旅館業）、特別自由貿易地域制度等を活用した加工交易型産業等の戦略産業の事業主が、新規雇用を伴い、従業員に専門的な技能＝知識を習得させるため先進企業等に研修派遣を行う場合、経費の一部を助成する。																	
『新規』 県外就職啓発促進事業（仮称） 【再掲】	＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進する。																	
施策（事業）名	内 容																	
技能検定実施職種の拡充	既存職種及び新設職種における実施職種を拡大する。																	
施策（事業）名	内 容																	
<u>『新規』</u> <u>インターンシップ拡大強化事業</u> <u>【再掲】</u>	<u>＝大学生等の県外インターンシップ等の積極的な推進により広域的な就職を促進するとともに、県内インターンシップ受け入れ態勢を強化するための取り組みを行う。</u>																	
<u>『新規』</u> <u>機能・技能移転人材育成事業</u> <u>（仮称）</u> <u>【再掲】</u>	<u>＝新規の企業立地や事業拡大により、新規に従業員の雇用を伴い、県外事業所へ技能習得のため派遣する場合、渡航費用の一部を助成する。</u>																	

第2次沖縄県職業安定計画	第3次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由																											
4　働きやすい環境づくり <table><tr><th>指標(単位)</th><th>内　　容</th><th>平成13年度 (基準年)</th><th>平成15年度 (実績)</th><th>平成19年度 (6年後)</th><th>平成23年度 (10年後)</th></tr><tr><td>ファミリーサポ ート・センター 会員数　　(人)</td><td>ファミリー・サポー トセンターにおい て相互援助活動を行 う会員の養成促進</td><td>0</td><td>548</td><td>4,200</td><td>4,800</td></tr></table> ※平成15年度の数値は平成14年度～15年度累計値、19年度の数値は平成14年度～19年度累計値、23年度の数値は平成14年度～23年度累計値 (1)　労働条件の確保・改善等 すべての労働者が適正な労働条件の下で安心して働くことができるようにするため労働条件の確保・改善対策を一層積極的に推進する。 ①　一般労働条件の確保・改善対策の推進 賃金支払、法定労働時間の遵守、時間外労働に関する割増賃金の適正な支払、就業規則の整備等の法定労働条件の遵守の徹底を図る。 また、雇入れ時の労働条件の書面交付による明示の徹底を図る。 ②　労働時間に関する法定労働基準等の遵守の推進 法定の週40時間労働制（特例措置事業場においては週44時間）の遵守及び長時間の時間外労働の実効ある抑制を図り過重労働による健康障害を防止するため時間外労働の限度基準の遵守を推進する。 ③　労働時間管理の適正化 賃金不払残業の解消を図るため、あらゆる機会を通じて「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置に関する指針」の周知を図り、労使の自主的な改善を促進する。 (2)　最低賃金の履行確保 雇用の不安定化、所得の減少、企業倒産等、厳しい経営環境の下で、最低賃金制度の果たす役割は極めて重要となっており、あらゆる機会、場所を通してきめ細かく広報を行う。	指標(単位)	内　　容	平成13年度 (基準年)	平成15年度 (実績)	平成19年度 (6年後)	平成23年度 (10年後)	ファミリーサポ ート・センター 会員数　　(人)	ファミリー・サポー トセンターにおい て相互援助活動を行 う会員の養成促進	0	548	4,200	4,800	4　働きやすい環境づくり <table><tr><th>指標</th><th>単位</th><th>平成13年度 (基準)</th><th>平成18年度 実績（最新）</th><th>平成23年度 目標</th></tr><tr><td>ファミリーサポート・ センター会員数</td><td>人</td><td>0</td><td>3,434</td><td>4,800</td></tr><tr><td><u>沖縄県ワーク・ライフ ・バランス企業認証制 度認証企業数</u></td><td>件</td><td>0</td><td>0</td><td><u>100</u></td></tr></table> ※平成18年度の数値は平成14年度～19年度累計値、23年度の数値は平成14年度～23年度累計値 (1)　労働条件の確保・改善等 すべての労働者が適正な労働条件の下で安心して働くことができるようにするため労働条件の確保・改善対策を一層積極的に推進する。 ①　一般労働条件の確保・改善対策の推進 賃金支払、法定労働時間の遵守、時間外労働に関する割増賃金の適正な支払、就業規則の整備等の法定労働条件の遵守の徹底を図る。 また、雇入れ時の労働条件の書面交付による明示の徹底を図る。 ②　労働時間に関する法定労働基準等の遵守の推進 法定の週40時間労働制（特例措置事業場においては週44時間）の遵守及び長時間の時間外労働の実効ある抑制を図り過重労働による健康障害を防止するため時間外労働の限度基準の遵守を推進する。 ③　労働時間管理の適正化 賃金不払残業の解消を図るため、あらゆる機会を通じて「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」、「賃金不払残業の解消を図るために講ずべき措置に関する指針」の周知を図り、労使の自主的な改善を促進する。 (2)　最低賃金の履行確保 雇用の不安定化、所得の減少、企業倒産等、厳しい経営環境の下で、最低賃金制度の果たす役割は極めて重要となっており、あらゆる機会、場所を通してきめ細かく広報を行う。	指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 実績（最新）	平成23年度 目標	ファミリーサポート・ センター会員数	人	0	3,434	4,800	<u>沖縄県ワーク・ライフ ・バランス企業認証制 度認証企業数</u>	件	0	0	<u>100</u>	
指標(単位)	内　　容	平成13年度 (基準年)	平成15年度 (実績)	平成19年度 (6年後)	平成23年度 (10年後)																								
ファミリーサポ ート・センター 会員数　　(人)	ファミリー・サポー トセンターにおい て相互援助活動を行 う会員の養成促進	0	548	4,200	4,800																								
指標	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 実績（最新）	平成23年度 目標																									
ファミリーサポート・ センター会員数	人	0	3,434	4,800																									
<u>沖縄県ワーク・ライフ ・バランス企業認証制 度認証企業数</u>	件	0	0	<u>100</u>																									

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由																								
(3) 労働時間等の設定改善 沖縄らしい休日等の普及促進、ゴールデンウィーク、夏期休暇を中心とした連続休暇や年次有給休暇の取得促進等労働時間等の設定改善に向けた企業の自主的な取組の意識啓発を図るとともに、休日労働を含めた所定外労働の削減に係る労使の自主的な取組を促進する。 また、従来の働き方やライフスタイルを見直し、多様な働き方が可能となるように、ワークシェアリングの推進について沖縄労働局と連携して検討していく。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>『新規』 労働時間等設定改善事業</td><td>労働時間等の設定改善に係る労使の自主的な取組を促進する。</td></tr></table> (4) 労働者の健康確保対策の推進 職域において「健康おきなわ2010」で示す具体的な目標値を達成できるまう、健康づくり運動を効果的に推進する。また、沖縄労働局と連携して熱中症等による労働災害の発生防止に努める。 (5) 労働者福祉の推進 中小企業勤労者福祉サービスセンター、中小企業退職金共済制度及び勤労者財形形成促進制度等の普及を促進し、労働者の福祉の向上に努める。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置促進</td><td><u>中小企業労働者の福祉事業について、行政（市町村）、事業主及び労働者が協力し、スケールメリットを活かして実施する中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置を促進する。</u></td></tr></table> (6) 職業生活と家庭生活との両立の推進 急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次世代育成支援対策推進法に定められた次世代育成支援対策を推進する。 また、育児・介護休業法等、仕事と子育ての両立支援に係る関係法制度等の周知を行うとともに、ファミリー・サポート・センターの設置を促進し、職業生活と家庭生活の両立を推進する。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>ファミリー・サポート・センターの設置促進</td><td>労働者の仕事と育児、介護との両立支援のため市町村が設置運営するファミリー・サポート・センターの設置を促進する。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	『新規』 労働時間等設定改善事業	労働時間等の設定改善に係る労使の自主的な取組を促進する。	施策（事業）名	内 容	中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置促進	<u>中小企業労働者の福祉事業について、行政（市町村）、事業主及び労働者が協力し、スケールメリットを活かして実施する中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置を促進する。</u>	施策（事業）名	内 容	ファミリー・サポート・センターの設置促進	労働者の仕事と育児、介護との両立支援のため市町村が設置運営するファミリー・サポート・センターの設置を促進する。	(3) <u>ワークライフバランス（仕事と生活の調和）の推進</u> <u>労働時間短縮への取り組みと多様で柔軟な就業機会をより広く提供することにより、仕事と生活の調和が取れた働き方を推進する。</u> <u>急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次世代育成支援対策推進法に定められた次世代育成支援対策を推進する。</u> <u>また、育児・介護休業法等、仕事と子育ての両立支援に係る関係法制度等の周知を行うとともに、ファミリー・サポート・センターの設置を促進し、仕事と生活の両立についても推進する。</u> <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>ファミリー・サポート・センターの設置促進</td><td>労働者の仕事と育児、介護との両立支援のため市町村が設置運営するファミリー・サポート・センターの設置を促進する。</td></tr><tr><td>（新規） 労働時間短縮推進事業</td><td>労働時間の短縮に関する啓発事業を実施する。</td></tr><tr><td>（新規） 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度</td><td>ワークライフバランスを推進するため、積極的にワークライフバランスに取り組む企業を認証し、県民に対しPRする。</td></tr></table> (4) 労働者福祉の推進 中小企業勤労者福祉サービスセンター、中小企業退職金共済制度及び勤労者財産形成促進制度等の普及を促進し、労働者の福祉の向上に努める。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員拡充</td><td><u>中小企業勤労者サービスセンターの会員増を図り、安定した中小企業労働者の福祉事業が実施できるよう、行政（市町村）、事業主及び労働者が協力しあう体制を構築する。</u></td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	ファミリー・サポート・センターの設置促進	労働者の仕事と育児、介護との両立支援のため市町村が設置運営するファミリー・サポート・センターの設置を促進する。	（新規） 労働時間短縮推進事業	労働時間の短縮に関する啓発事業を実施する。	（新規） 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度	ワークライフバランスを推進するため、積極的にワークライフバランスに取り組む企業を認証し、県民に対しPRする。	施策（事業）名	内 容	中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員拡充	<u>中小企業勤労者サービスセンターの会員増を図り、安定した中小企業労働者の福祉事業が実施できるよう、行政（市町村）、事業主及び労働者が協力しあう体制を構築する。</u>	
施策（事業）名	内 容																									
『新規』 労働時間等設定改善事業	労働時間等の設定改善に係る労使の自主的な取組を促進する。																									
施策（事業）名	内 容																									
中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置促進	<u>中小企業労働者の福祉事業について、行政（市町村）、事業主及び労働者が協力し、スケールメリットを活かして実施する中小企業勤労者福祉サービスセンターの設置を促進する。</u>																									
施策（事業）名	内 容																									
ファミリー・サポート・センターの設置促進	労働者の仕事と育児、介護との両立支援のため市町村が設置運営するファミリー・サポート・センターの設置を促進する。																									
施策（事業）名	内 容																									
ファミリー・サポート・センターの設置促進	労働者の仕事と育児、介護との両立支援のため市町村が設置運営するファミリー・サポート・センターの設置を促進する。																									
（新規） 労働時間短縮推進事業	労働時間の短縮に関する啓発事業を実施する。																									
（新規） 沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業認証制度	ワークライフバランスを推進するため、積極的にワークライフバランスに取り組む企業を認証し、県民に対しPRする。																									
施策（事業）名	内 容																									
中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員拡充	<u>中小企業勤労者サービスセンターの会員増を図り、安定した中小企業労働者の福祉事業が実施できるよう、行政（市町村）、事業主及び労働者が協力しあう体制を構築する。</u>																									

第 2 次沖縄県職業安定計画	第 3 次沖縄県職業安定計画（案）	修正理由								
<u>(7)</u> 職場における男女均等取扱いの確保 働く<u>女性</u>が性別により差別されることがなく、母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるような雇用環境を整備することが重要である。 そのため、男女雇用機会均等法の周知を行い、女性と男性がともにその能力を十分発揮することができる職場作りを推進する。 <u>(8)</u> 安定的な労使関係の形成 <u>労政事務所</u>等における労働相談機能の充実に努めるとともに、安定的な労使関係の形成を支援するため、個別労働関係紛争の解決を着実に図る。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>『新規』 労働相談体制強化事業</td><td>厳しい雇用失業情勢や就労形態の多様化により労働相談は増加し、個別化・複雑化している労働相談に対応するために、労働相談機能の充実を図る。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	『新規』 労働相談体制強化事業	厳しい雇用失業情勢や就労形態の多様化により労働相談は増加し、個別化・複雑化している労働相談に対応するために、労働相談機能の充実を図る。	<u>(5)</u> 職場における男女均等取扱いの確保 働く<u>者</u>が性別により差別されることがなく、充実した職業生活を営むことができるような雇用環境を整備することが重要である。 そのため、男女雇用機会均等法の周知を行い、女性と男性がともにその能力を十分発揮することができる職場作りを推進する。 <u>(6)</u> 安定的な労使関係の形成 <u>労政・女性就業センター</u>等における労働相談機能の充実に努めるとともに、安定的な労使関係の形成を支援するため、個別労働関係紛争の解決を着実に図る。 <table><tr><th>施策（事業）名</th><th>内 容</th></tr><tr><td>労働相談体制強化事業</td><td>厳しい雇用失業情勢や就労形態の多様化により労働相談は増加し、個別化・複雑化している労働相談に対応するために、労働相談機能の充実を図る。</td></tr></table>	施策（事業）名	内 容	労働相談体制強化事業	厳しい雇用失業情勢や就労形態の多様化により労働相談は増加し、個別化・複雑化している労働相談に対応するために、労働相談機能の充実を図る。	法改正に伴う記述変更 組織改編
施策（事業）名	内 容									
『新規』 労働相談体制強化事業	厳しい雇用失業情勢や就労形態の多様化により労働相談は増加し、個別化・複雑化している労働相談に対応するために、労働相談機能の充実を図る。									
施策（事業）名	内 容									
労働相談体制強化事業	厳しい雇用失業情勢や就労形態の多様化により労働相談は増加し、個別化・複雑化している労働相談に対応するために、労働相談機能の充実を図る。									

第 2 次沖縄県職業安定計画						第 3 次沖縄県職業安定計画（案）					修正理由	
5 駐留軍等労働者の雇用対策の推進						5 駐留軍等労働者の雇用対策の推進						
指標(単位)	内 容	平成13年度 (基準年)	平成15年度 (実績)	平成19年度 (6年後)	平成23年度 (10年後)	指標(単位)	単位	平成13年度 (基準)	平成18年度 実績（最新）	平成23年度 目標		
職業訓練受講者数（人）	駐留軍等労働者の配置転換等に向けた離職前職業訓練	7 4	1 2 2	4 5 0	7 4 0	駐留軍等労働者の離職前職業訓練受講者数	人	7 4	2 7 3	7 4 0		
無料職業紹介件数（件）	駐留軍関係離職者の再就職を促進する無料職業紹介	5 0 0	5 1 4	3, 0 0 0	5, 0 0 0	駐留軍関係離職者の無料職業紹介件数	件	5 0 0	1, 0 7 3	5, 0 0 0		
※平成15年度の数値は平成14年度～15年度累計値、19年度の数値は平成14年度～19年度累計値、23年度の数値は平成14年度～23年度累計値						※平成18年度の数値は平成14年度～18年度累計値、23年度の数値は平成14年度～23年度累計値						
(1) 駐留軍等労働者の雇用の安定						(1) 駐留軍等労働者の雇用の安定						
駐留軍等労働者の雇用の安定を図るため、返還対象施設の従業員に対しては可能な限り、他施設への配置転換により対応すべく努力するとともに、再就職に向けた離職前職業訓練の一層の充実を図る。						駐留軍等労働者の雇用の安定を図るため、返還対象施設の従業員に対しては可能な限り、他施設への配置転換により対応すべく努力するとともに、再就職に向けた離職前職業訓練の一層の充実を図る。						
(2) 駐留軍関係離職者の再就職の促進						(2) 駐留軍関係離職者の再就職の促進						
駐留軍関係離職者については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給、就職促進手当の支給に加えて、職業指導、職業紹介、職業訓練等各種の支援措置を実施するとともに、（財）沖縄駐留軍離職者対策センターを活用し、離職者の再就職を促進する。						駐留軍関係離職者については、駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づく特別給付金の支給、就職促進手当の支給に加えて、職業指導、職業紹介、職業訓練等各種の支援措置を実施するとともに、（財）沖縄駐留軍離職者対策センターを活用し、離職者の再就職を促進する。						
沖縄振興特別措置法に基づく沖縄失業者求職手帳所持者についても、公共職業安定所における就職指導の実施等により再就職を促進する。						沖縄振興特別措置法に基づく沖縄失業者求職手帳所持者についても、公共職業安定所における就職指導の実施等により再就職を促進する。						
施策（事業）名		内 容				施策（事業）名		内 容				
沖縄駐留軍離職者対策センター事業		駐留軍関係離職者に対する再就職、生活相談、各種相談業務や無料職業紹介業務を通じて離職者の再就職を促進する。				沖縄駐留軍離職者対策センター事業		駐留軍関係離職者に対する再就職、生活相談、各種相談業務や無料職業紹介業務を通じて離職者の再就職を促進する。				